

# 総務常任委員会会議録

[平成27年 9月17日開催]

南あわじ市議会

# 総務常任委員会会議録

日 時 平成27年 9月17日  
午前10時00分 開会  
午後 3時08分 閉会  
場 所 南あわじ市議会委員会室

## I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（8名）

委 員 長	原 口 育 大
副 委 員 長	柏 木 剛
委 員	長 船 吉 博
委 員	蛭 子 智 彦
委 員	森 上 祐 治
委 員	北 村 利 夫
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	谷 口 博 文
議 長	廣 内 孝 次

### 欠席委員（なし）

### 事務局出席職員職氏名

局 長	小 坂 利 夫
課 長	塔 下 佳 里
書 記	川 添 卓 也

### 説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
副 市 長	矢 谷 浩 平
教 育 長	岡 田 昌 史
危 機 管 理 部 長	佃 信 夫

企画部長(うずしお世界遺産登録推進担当)	橋	本	浩	嗣
総務部長	細	川	貴	弘
市民部長	高	木	勝	啓
福祉部長	馬	部	総	一郎
農商部長	神	代	充	広
建設部長	岩	倉	正	典
教育次長	藤	岡	崇	文
会計管理者	堤		省	司
危機管理部危機管理課長	藤	本	和	宏
企画部秘書課長	田	村	愛	子
企画部ふるさと創生課長	北	川	真	由美
企画部うずしお世界遺産推進課長	阿	部	員	久
企画部情報課長	富	永	文	博
総務部総務課長兼選挙管理委員会書記長	垣		光	弘
総務部財政課長	和	田	幸	三
総務部管財課長	土	肥	一	二
市民部市民課長	山	崎	稔	弘
市民部税務課長	榎	本	輝	夫
市民部環境課長兼衛生センター所長	北	口		力
会計課長	松	本	典	浩
監査委員事務局長兼固定資産評価審査委員会書記長	片	山	雅	弘

## II. 会議に付した事件

1. 付託案件	9
① 議案第150号 南あわじ市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について	5 3
② 議案第151号 南あわじ市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について	6 1
③ 議案第152号 南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例制定について	6 6
④ 議案第148号 平成27年度南あわじ市一般会計補正予算（第3号）	9
⑤ 議案第149号 平成27年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）	6 6
2. 閉会中の所管事務調査の申し出について	8 2
3. その他	8 2

## III. 会議録

# 総務常任委員会

平成27年 9月17日(木)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 3時08分)

○原口育大委員長 おはようございます。

昨日までは決算委員会、4日間ということで、大変お疲れさまでございました。なお、本日は総務常任委員会に付託されました審査ということでありまして。特に、マイナンバーの関連するような案件も入っております。まだまだ市民の皆さんへの周知ができてないという部分もあると思いますので、本日の審議を通じまして、そういう部分も啓発ができればいいかなというふうに思っております。

本日の質疑におきましても、委員からの質問に対しましては、できるだけ簡潔で的確な答弁をお願いいたしたいと思っております。

それでは、ただいまから総務常任委員会を開会します。

執行部、御挨拶をお願いします。

市長。

○市長(中田勝久) 皆さん、おはようございます。

今も委員長からお話がありましたが、きのうまで本当に決算特別委員会、特に森上委員長さん、御苦労さんでございました。また、議員の先生方も御苦労さんでございました。

きょうは、総務常任委員会に御付託を申し上げました議案五つを審議願うわけでございます。今もお話がありましてとおり、いろいろと今、話題になっている中身の問題もございまして。どうぞ十分に御審議をいただきまして、適切妥当な御決定をいただきたいと思います。

まことに申しわけないんですけど、後、ちょっと公務を入れてますので、中座させていただきます。

○原口育大委員長 ありがとうございます。

暫時休憩します。

(休憩 午前10時02分)

(再開 午前10時03分)

○柏木 剛副委員長 再開します。

副委員長よりですが、ただいま、長船委員より総務常任委員長原口育大君の不信任決議

が提出されました。

本件についての取り扱いを協議するため、暫時休憩します。

(休憩 午前10時03分)

(再開 午前10時06分)

○柏木 剛副委員長 再開します。

お諮りします。

先ほど提出されました総務常任委員長原口育大君の不信任決議について、これを直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛副委員長 異議なしと認め、直ちに議題とすることに決定しました。

総務常任委員長原口育大君の不信任決議についてを議題とします。

原口委員長の退場を求めます。

暫時休憩します。

(休憩 午前10時07分)

(再開 午前10時08分)

○柏木 剛副委員長 再開します。

提出者の説明を求めます。

長船委員。

○長船吉博委員

平成27年9月17日

総務常任委員長 原口 育大 様

総務常任委員 長船 吉博

総務常任委員長原口育大君の不信任決議について

上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

提出の理由として、原口委員長は、本年3月定例会で、予算特別委員長を兼務し、その

際に委員長報告をした後に、予算特別委員長の立場にありながら賛成討論を行ったこと、また、6月定例会に提出された請願、安全保障法案の意見書案についての審議において、委員長であっても質問が許されるにもかかわらず質問なく、6月29日日本議会終了日において態度を明らかにせず、採決に当たっては退席をした。

委員長の職にありながら、委員会発議の議案でもあるにもかかわらず、賛否の意思を表明したくないことだけを理由に退席することは、委員会決議の重みを理解していない。委員長としての職務怠慢である。

よって、ここに委員長不信任案を提出します。

委員各位においては、適切妥当な判断をお示しいただくようお願いし、提出の理由といたします。

○柏木 剛副委員長 以上で、説明は終わりました。

ただいま除斥されています原口育大委員長から、会議に出席して発言したいとの申し出があります。委員会条例第18条のただし書きの規定により、この申し出に同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛副委員長 異議なしと認めます。

よって、原口育大君の申し出に同意することに決定しました。

原口育大委員長の発言を許可します。

(原口育大委員長 入場)

○柏木 剛副委員長 委員長の発言をお願いします。

原口委員長。

○原口育大委員長 失礼します。今、発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。座って失礼します。

今、私に対しまして不信任の提案がされたということでもあります。理由をお聞きしますと、まずは予算特別委員会の委員長として本会議での委員会報告をした後で、採決に当たって賛成討論をしたということについてが1点でありますけれども、これは、委員長といえども報告が終わった後、本会議での採決に加わると、そこで賛否を表明する、当然の権利でありますし、賛成討論も許されるものと考えております。

その際、修正案が出てましたので、修正案については原案に対する反対の案でありまし

たので、それについても原案支持の立場で、修正案にも反対をするような言葉をつけ加えて、原案賛成の討論をさせていただいたということでもあります。

もう1点の、この前の安保法制に関する審議の慎重意見を求める意見書につきましては、委員会で採択をされましたので、委員長として委員会の中で意見書の作成をさせていただきました。職責から委員長として本会議において意見書を提出者として、委員会発委として提出させていただいたわけでもあります。

私は、この意見書の中身については、反対ではありません。けれども、別の意見を持っていますので、賛成することもできません。したがって、退席をしたということでもあります。本会議はどうしても採決の際には賛成者を聞いてくれますけれども、反対者の意思を聞いてくれないので、賛成でも反対でもないという意味を表明するためには、退席するしかないという判断で退席をさせていただいたということでもありますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

(原口育大委員長 退場)

○柏木 剛副委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今、原口委員長の弁明にありましたけれども、この議会の中で、少数意見の留保という権限があります。ですから、態度を表明、反対であれば、その少数意見の留保を求めたらええんではなかったのかなと、私はそう思っております。

○柏木 剛副委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これは、私の考えなんやけど、我々議員というのは、表決にして賛否、それと、どちらでもないというか、棄権というか、その辺は必ず態度を表明せんなん、ほんま、賛成か反対か、それか今言った棄権というか、あれ、どない言うん、要は、賛否を明らかにせえへん、退席というやつで態度を表明せんなん。これは、長船委員はもう我々以上の議員経験があるさかい、十二分にそれは承知しとると思うねけん。

そやさかいに、今も委員長というのは委員長の職責で、そういうようなことでやっていただいとるのやけん、やっぱり表決に関しては委員長でなしに、私は一個人の議員としての態度の表明やさかい、その辺は、賛成するやつもおりにゃ反対するやつもおりにゃ、それはもう議員個々の権利であり、そのあたり、私は今回の不信任というのは、余り好ましいことでないなと。

議員の結局、態度の表決に対していちゃもんつけるようなことになってったら、えらい



こっちゃんと思うんで、私はこれに対しては同意しかねると。そういうふうな、私自身はそういうことです。

○柏木 剛副委員長 森上委員。

○森上祐治委員 長船委員が不信任決議ということで提案、提出されてます。ここに書かれてある提案理由の中で、一つは3月の予算特別委員長としての賛成討論、それから、6月議会での総務委員長としての本会議の採決のときの退席と、この2件について、正直なところ、私も今まで余り委員長としての例のないというか、珍しい行動であったので、その当時も、ええんかいなというような、我々議会内部の、同僚議員でもちょっと話もありました。

私自身、私なりにその当時、調べました。議会事務局に行って事務局の見解もお聞きしたり、書物で調べたりしました。基本的には今、谷口委員がおっしゃったことと同じなんですけど、委員会の表決と本会議での一議員としての権利ですよ。これはまた別やというふうに、私はその当時、判断いたしました。だから、これはちょっと今までのないケースであったなど。普通に考えて、私も思いました。予算委員長で、総務委員長として請願を委員会で、非常に国会で大事な、きょうも、きのうから最終揉めてますが、そういう議事を、議決を国会に送るといふようなときに、私も同僚議員として、ちょっと委員長の態度が残念だなと正直思いました。

しかし、この残念に思ったことと、やっぱり議員としての保障されている権利は、これはまた別やというふうなことで、これはもう不問やなというふうに私は判断しておりました。

以上でございます。

○柏木 剛副委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 委員長というのは、委員会をスムーズに運営し、混乱ないようにするのが、僕は委員長の最大の、委員長としての責務であるということがまず基本にして、話をしたいと思います。

今回の出された2件につきましては、委員長としての立場で、私は発言したものでないと、委員会の報告はしたけども、採決については、やはり議員の意思として、どんな場合であっても私は表決に参加する、そしてもしくは、そういうふうな立場でなかった場合は退席、もしくは先ほど言った少数意見の留保があるけれども、最悪、そういうふうな、過去にという、そういうふうな退席する状態、いろいろありました。

結論的に言いますと、やはり私は、委員会としての委員長としての混乱でなしに、本会

議による意思は、議員個々の意思としてやったんだということで、私としてはこれに同意しかねるということでございます。

以上です。

○柏木 剛副委員長 よろしいですか。

それでは、これより本件を挙手により採決したいと思います。

総務常任委員長原口育大君の不信任決議について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 少 数)

○柏木 剛副委員長 挙手少数です。

よって、総務常任委員長原口育大君の不信任決議は否決されました。

暫時休憩します。

(休憩 午前10時19分)

(再開 午前10時20分)

○柏木 剛副委員長 再開します。

委員長、よろしく申し上げます。

○原口育大委員長 それでは、改めまして、ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

本日、傍聴の方がおられますので、傍聴につきましては、傍聴規則に準じて傍聴されるようお願いいたします。

次に、議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がございませんので、提案理由の説明は省略いたします。

## 1. 付託案件

④ 議案第148号 平成27年度南あわじ市一般会計補正予算(第3号)

○原口育大委員長 説明員の関係により、審査の順序を変更して、議案第148号、平成27年度南あわじ市一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

質疑についての議案の取り扱いについてですけれども、質疑は歳入・歳出、総括して行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 異議がありませんので、そのように進めさせていただきます。

それでは、質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 債務負担行為についてお尋ねいたしますが、この5ページに出ておるわけですが、この中身を少し説明いただけますか。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 今般の債務負担行為につきましては、指定管理料の件で債務負担行為を補正するものでございます。

内容といたしましては、7月以降の電気料金の値上げ等によりまして、指定管理の契約の中でうたわれております社会状況の中での大きな変化があった場合に、指定管理の契約の中で改めて協議するというような文面が個々の契約の中にございまして、電気料金が値上げになったことに伴いまして、改めて協議した結果、全体の電気料金の値上げの見込み額のおおむね7割を加算して指定管理料とするというものでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 27年度には、補正では例えば14ページの商工費でゆとりっく100万円とか出ておるわけですが、28、29、それぞれ単年度の部分との整合性なんですけれども、これは1年当たり、例えばゆーぷるであれば110万円かかると、3年間にわたってこの部分が見込まれるということになるんですね。

電気料金ということなんです、施設から見れば、ゆとりっくがおふろとプールがあって、ゆーぷる、さんゆ〜館、サンプルはそれぞれが単体のものであるわけですが、この両施設持っているゆとりっくが一番この補正的な金額が低いというのは、どういう理由からですか。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 具体には、消費電力等の差だと思います。この4月の時点で電力会社のほうから目安としての金額の提示がございました。値上げ分について、それぞれ契約電力等の関係で、あなたの施設はこれぐらい上がりますよというような過去の使用量の実績に基づいての電力の消費量の提示がございました。大きくは変わらないと思いますので、契約電力の差によりまして、施設ごとの電力使用量の料金のものが違うので、結果的にこうなったと思っております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうすると、ゆとりっくは非常に経費を節約をしておると。ところが、さんゆ〜館は経費の節約ができてないということですか。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 施設の規模等によると思います。契約電力が多いというのは、それだけ消費電力が多い、施設規模も大きいという結果ですので、施設に応じた電力量となっていると思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうすると、しかし、ゆとりっくの場合は、おふろもプールもあるわけですね。年間の利用者数というのを見ても、そんなに大きな差はないというか、施設そのもののありようというのもあるかと思うんですけれども、そのあたり、少し説明をいただけますか。どの程度の規模の差があるのかということ。これは、それぞれの所管から言ってもらったほうがいいのかな、財政課から言うてもらうよりは。

○原口育大委員長 基本料の契約とかがあるかと違いますか。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そういうことを問題にしとると違うんです。規模が違うというんだから、規模の違いを説明してもらいたいと。施設の利用者数とか。

○原口育大委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） ちょっとそこまでの資料を今、持ってないんですが、電気の使用額ですけれども、平成26年度がゆとりっくで1,110万円程度です。今申されておりましたさんゆ〜館については、1,590万余りということで、これは施設の規模にもよりますから、電気の使用量も当然違ってきておるといことだと思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、施設の規模の説明、利用者数とかの説明をそれぞれ所管からいただけないかということをお願いとるんです。それで、施設の規模、利用者数から見て妥当であれば、この差も妥当であるということになると思うんですよね。そこをしっかりと説明いただかないと、年間、それぞれ指定管理になってから、それぞれの指定管理者が経営努力をしている部分もあるのかなと。

電気代やいろいろな油代やらのコスト削減に努めている成果として、電気代が下がっておるといことであれば、それはそれでいいし、その努力が足りない部分があるんやったら、その努力をもっとさらに他の施設にもしてもらわないかんという部分もあるだろうし。そのあたりのとらえ方のことをお伺いしておるわけなんですけれども。わかっただけですか。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） ちょっと施設規模という形で御説明させていただいた中で、私のほうからの説明といたしましては、さんゆ〜館の契約の金額ですけれども、26年度契約1,593万5,000円。それと、ゆとりっくが1,115万1,000円というような形の契約の電力見込みです。

ですから、おおむねその7割、増加分の7割を措置するという形で、さんゆ〜館につきましては1,813万5,000円程度になる、その7割分を単年の電気料金、ゆとりっくについては。違うんですか。

○原口育大委員長 企業努力みたいなことについて聞かれとるように思いますけど。努力されてるかとかいうことについて。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 繰り返し言いますけれども、ゆとりっくは、ふろとプールを経営して

おるわけでしょう。さんゆ〜館はふろだけ。ゆーぷるもふろだけ。サンプルはプールだけ。ゆとりっくは、ふろとプールを経営をしておる中であって、一番電気料金については節約してるのかなということになるわけですよ。契約電力の増加分が一番低いわけですから。単純に考えて、二つの施設を維持しているのに低いという、このことの中身の説明をもう少ししていただけないかということなんです。

○原口育大委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 今のおっしゃられたことなんです、あくまで現行の電気料金であれば、1年間これだけです。値上げになったのでこういうふうになりますよということで、その差額が出てるわけですよ。その差額が少ないから努力をしたとかしないとかいうのは、これは別問題やと思います。現行の金額が一般的に考えて、その施設の規模に見合ってるのか少ないのかというのはあるかもわかりませんが、この差額が多い少ないというのは、あくまで努力の結果とかというのは別問題であるというふうに思います。

先ほど、財政課長のほうからも話がありましたが、これまでも電気料金の値上げというのはあったわけですが、あくまでその見込みの、これだけふえますよという金額に対して市の取り決めとして、70%しか指定管理料として上乗せをしてません。その30%分というのは、これは結果が出てるわけではない数字ではありますが、30%はあくまでその施設で節電の努力をしていただきたいということで、7割を上乗せをさせていただいているということでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いや、だから、そのもともとの契約電力を低く抑えてるところは、経営努力なのか、それとも別に経営の規模に応じて、それはそんなに努力のない話なのかということなんだけれども、ただ、実態として見た場合に、ゆとりっくはおふろとプール、それとジムとかもやってますよね。多角的にやっておると。ふろについても女湯、男湯もやり、そんなにさんゆ〜館と、利用者数がそんなに違いがあるのかなのか、あったとしても、使用している湯量というのにそんなに差があるようにも思えないんですよ。

そういうことから言ったら、やはり単体であるものと複合体であるものの中において、一番、ゆとりっくの電気料金が、使用料が低いということは、それはそれで、コストカットのあらわれなのかなという印象を持つんだけど、そうではないとも言わないし、そうであるとも言わないという、そのあたりの答弁が非常に不明確なので、その部分をお伺いしたいんですよ。福祉部長がおっしゃることとまた違う角度なんです。



その分については来年度ということになるかもわからないのですが、その内部改修に影響のない範囲で、主には外部ということになるかと思うんですが、その工事費を置いてます。それから、内部についても一部、便所とかエレベーター、それから浄化槽設備、そういった予算を計上をしておるところでございます。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 先般の決算委員会でも言いましたけども、これだけ多額の金額を改修に使っております。また、その使用料、3から5には上がりましたが、この前も言ったように、新しく人形座のところも、市のお金で改修をし、それを使用させると。今回もこの1億4,000万、改修工事とは言いながら、やはりこれ、一つの大鳴門橋記念館のリニューアルというか、より集客するのに改修するわけじゃないですか。ですから、それだけ市の基金、お金を使ってやっておるんであるので、やはりそれなりの応分の使用料を値上げして、やっぱりするべきでは、僕はないかなと思うんですよ。

ですから、そこらの考え方、相談してくださいというふうなことで、課長は相談しますというふうに言っておりましたけども、本当にこれ、余りにも恵まれ過ぎてると僕は思うんですよ。ですから、ぜひともやっぱり値上げ交渉なりやっていただきたいと思うんですけども、部長の見解はいかがですか。

○原口育大委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） 今、うずのくにのほうとは、前回、指定管理をする段階で3%から5%に施設使用料を値上げをさせていただきました。それは、今後、施設改修がある、しなければならないということで、建設費として積み立てるという目的で値上げをさせていただいたということでございます。

したがって、今の指定管理が10年間ということになっておりますので、今後、それをさらに上げていくということについては、当然、会社のほうと相談もしなければなりませんので、今現在では、はっきりとしたことは申し上げることはできません。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 本当に、新たにあれだけ人形座が使っておったところを改修して使用させるのによって、やっぱりこれ、新たな契約の部分が出てきると僕は思うんですよ。そやから、市もこれだけいろいろな改修工事費をつぎ込んでやっておるんであって、やはりその新たな部分は使用料を新たに契約するべきではないかなと僕は思うんです。そこら、



交渉事でもあるんやけども、やはりこれ、ある程度そこら、理解できるんと違うかな。

○原口育大委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） これは、全体の話をもとに、その部分だけ取られて話をされると誤解を招いておるので、説明いたします。

県は、第3次の行財政改革で、大鳴門橋記念館については、もう30年になると、南あわじ市の運営として定着をしてきたということで、何とか施設を譲与したいというお話が昨年度からございまして、いろいろと喧々諤々やりながら、それについての対応を考えてきたんですが、やはり30年になってきてるんで、非常に施設も老朽化しておると、その老朽化しておるものについて、リニューアルをしていただいたら、市のほうとしても施設は引き取りますということに約束した、その部分のもののリニューアルでございまして、現在、県とは1億7,000万円を整備をすると、その整備をするので、県としては、この2月の補正で金額を上げて、市のほうに交付するので、市のほうとして工事を実施してほしいというのが1億7,000万という形で決着をいたしておりまして、そのうちの1億4,000万について今回、工事費を上げさせていただいて実施をしようということになっておるのが現状でございますので、これ、南あわじ市の経費をもってやることではなくて、県の譲与交付金というものを1億7,000万いただくわけですので、その中から使って、1億7,000万円分、今後も含めてリニューアルをしていくということにいたしております。

その上に、副知事さんや知事さんの御意向で、市のほうに譲与するわけですから、県としてももう少しバージョンアップしたようなリニューアルをして、南あわじ市のほうに渡すべきだという、非常に我々としてはうれしい御意向がございまして、今現在、あの大鳴門橋記念館の中のうずしお科学館というところのリニューアルもやろうということで、きのう、おととい、第1回目の委員会も立ち上げたんですが、中については、うずしお科学館を抜本的にやりかえをして、渦潮の世界遺産のPRコーナーというものも含めて、そこをリニューアルしたらどうかという話になってきておりますので、それもかなりの額が県のほうからお出しをいただけるということでございまして、これについては、先ほど言いましたように、施設を引き取るためのリニューアル工事ということで、県のほうから全額いただくものでございまして、御理解をいただきたいと思っております。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 それは、県と市の話であって、私が言いよるのは、やはりこのリニューアルをするということは、やはりこの大鳴門橋記念館の集客をより一層高めるためにや

っておるといふふうにとらえて当たり前でしょう。ですから、その集客を今後より一層来ていただくためにやっておるんだから、やはりそこの管理している、指定管理を受けているうずのくに、そこがやはり、人形会館の跡を、今までないところを新たに商業施設として借り受けて営業するるのである、やはりこれは市と株式会社うずのくにとの交渉事であり、新たによりあれだけ広いところを借りるといふことは、それなりの応分の費用をいただくのが当たり前ではないかというのが、私の意見なんです。

副市長が言いよるのは、県と市の話であって、私が言いよるのは、市と株式会社うずのくにの話であるので、間違えのないようにしてほしい。

○原口育大委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） それについては、先ほど部長も申しあげましたように、今回、3%から5%に値上げをしていただきましたということでございます。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 決算委員会的时候に、課長は、その部分については別ですよ、その部分というのは、人形会館を新たに借りる分については別ですとはっきり言っとるじゃないですか。要は、今後、施設が古くなったので、新たに改修したりする費用が必要なので上げたということであって、そういうことで3から5%に上げた。僕の言いよるのは、新たに人形会館のところをきれいに市のお金でして、それで、どうぞ使ってくださいというて持ってきとんねんから、それに対してのある程度の使用料、対価をいただくべきであるということをおっしゃるんであって。間違わんようにしてほしい。

○原口育大委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） これも間違えないようにしていただきたいんですけど、そういうもろもろを含めて3%から5%に上げさせていただいたということです。以前から、あそこについては3年間1%、それ以後、7年間は3%、非常に使用料が安いなというような御意見はよく聞いておりましたので、今回の指定管理の期間が満了した、そのときの話はいろいろとさせていただきました。

うずのくにもうずのくにで、いろいろ主張はあるわけですが、我々としては、先ほどおっしゃったようなこともあるし、使用料の低かったこともあるし、もろもろを含めてやったわけでありまして、今回の改修は、これはあくまでも善良な管理ができるような施設にしてあげて貸して、それから上がってくるお金でございますので、そこ

で不都合が生じると、またそれもいただけないということにもなってきますので、やはりこれは、お貸しするほうとしての責任として、やはりきっちりとした建物にしてお貸しをするというのが、これはもう至極当然な話でございますので、やってるだけでございます。

ただ、3%から5%に上げたというのは、課長も言ったような話もあるし、先ほど言うたようなこともあって、もろもろを含めて5%に上げたということでございます。昨年の売り上げを確保できるとするならば、2,000万円の増額になるということになってこようかと思えます。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 委員長、副市長との決算委員会で課長が言いよると、違うんよの、答弁が。課長は、建設費の今後のために5%にしたと、その人形座のその部分とは別ですという答弁を私、いただいとるわけや。そんならもう、副市長が言うのやったら、もろもろ含めてと。そんなら、課長は、うそを言うたんか。どない思いますか。

○原口育大委員長 今、長船委員から意見がありましたけれども、課長との答弁の整合性についてはどのように説明されますか。

川野副市長。

○副市長（川野四朗） 私がうずのくにと協議をして決めたことでございますので、えらい、課長はどのように勘違いをしたのかわかりませんが、それも含めて、それに乗るという話はしたかどうかわかりませんが、それも、課長もわかってる話だと思います。ただ、我々も3%から5%に上げて、2,000万増収になるとするならば、今後の鳴門みさき荘もあるわけなんで、鳴門みさき荘、それから大鳴門橋記念館、そういうものへの資金投入ということも考えないかんわけでございますので、そういうためには今後、いただいた5,000万については、将来のために市としてはそれを積み立てていくということは考えてはおります。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 堂々めぐりやけども、ほんまに、そんならもう少し、答弁に責任を持ってもらいたい。その場で部長も、副市長もおったんやからな。だから、あれだけいつもかつも、副市長、後ろ向いて、何や、こないせえ、どないせえいうて言いよるやないか。そんなときに、何で言わんねん。肝心のときに言わんと、要らんときにばかり言うて、そんなのおかしいわよ。ほんまに審議になれへん。

終わります。

○原口育大委員長　　今のは、そしたら整理して統一意見を出してもらおうということでしょうか。

　　そしたら、副市長の答弁が最終だと思いますけども、それについてのちょっと整理した回答というか、見解を後で出させていただくようにお願いします。

　　暫時休憩します。

　　再開は、午前11時10分とします。

(休憩　午前10時54分)

(再開　午前11時08分)

○原口育大委員長　　そろいましたので、再開したいと思います。

　　先ほどの長船委員へ対しまして統一見解、農商部長のほうからお願いします。

　　農商部長。

○農商部長（神代充広）　　先般の決算委員会で、商工観光課長が御答弁させていただいた点については、少し言葉足らずであったかと思います。正確には、先ほど副市長が申し上げたとおりでございます。どうも申しわけございませんでした。

○原口育大委員長　　長船委員。

○長船吉博委員　　部長、3%から5%に上げるという話が成立したのはいつごろですか。

○原口育大委員長　　農商部長。

○農商部長（神代充広）　　ことしの1月ごろということでございます。

○原口育大委員長　　長船委員。

○長船吉博委員　　そしたら、新たに人形座の跡をその使用する契約、当然、すると思うんですけども、その時期はいつだったんですか。

○原口育大委員長　　農商部長。

○農商部長（神代充広） 個別にその人形座のほうに貸しておったというのではなしに、館全体を一旦、うずのくにに指定管理をしておったということで、そこからまた人形座のほうにその部分を貸しておったというようなところでございます。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 そんなん、契約書、そんな契約書になっておるんですか。一回、見せてほしいですね。契約書、出してくれ。

○原口育大委員長 副市長、答弁できますか。  
契約書の準備、願えますか。  
暫時休憩します。

（休憩 午前11時11分）

（再開 午前11時13分）

○原口育大委員長 再開します。  
谷口委員。

○谷口博文委員 この11ページの休日診療所整備事業、これはもう、これともう一つのほうの13ページに休日診療所改修工事費4,000万というのがあるわけですけど、これは前々からお話を聞いておったように、休日診療所を今の賀集のあのしまむらの後ろから、賀集保健センターへ移転する補正やと思うんやけど、これ、大体いつからこの休日診療所に移転して業務開始をされるような計画でおられるんですか。

○原口育大委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） これまでも何回かその話を答弁させていただいたことがございます。スムーズに事が運べば、28年4月から今の南淡の保健センターのほうで開設をさせていただきたいということなんですが、ただ、調整等々で若干ちよっとおくれしておりますので、今現在は、28年4月を目指してはおりますが、少しおくれる可能性もございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これ、結局、この4,000万というのは、診療できるようなベッド  
というか医療機器等々、全て含まれたような状況でのこの4,000万というのは経費な  
んですか。

○原口育大委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） ベッドというか、病院という意味合いではございませんけ  
れども、当然、今と同じように診療ができるという体制を整備するための経費でございま  
す。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 医療機器いうたら、かなり高額やと思うのやけど、当然、今あると  
ころの機器で使用できるやつは当然、向こうへ持って行って使用されるというような状況  
で、この4,000万というのは、その全てがこの4,000万の中で、あそこで業務開始  
ができるような経費の計上をしとるという理解でよろしいんやね。

○原口育大委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 備品とかそういうものが入ってくるわけではございません。  
これはあくまで改修をするための工事費ということでございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そんならもう1点、休日診療所というたら、土日休日の診療をされる  
と思うので、そのあたりでやっぱり進入路というか、救急車の搬送等々が当然、想定され  
るのよ。その辺、しっかりとした救急車の待機場所というか、その辺のやっぱり駐車場、  
私もあの辺、かなり駐車場スペース広いと思うのやけど。そこらしっかりと確保した上  
でやっていただきたいというのと、もう1点、今ある跡地の利用というのはどのように考  
えられとるんですか。

○原口育大委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 救急もそうなんですが、一般の患者の方についても、出入りが休日診療所にしやすいような形をとりたいと。今、公民館の前あたりに出入り口があるんですが、それよりももう少し手前で出入り口をつくれたらという今、考えでおります。

それと、今の休日診療所の跡地については、今のところ、こういうふうにご利用するとかいう予定はございません。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これ、一般患者の関係者の方々、そこへ動線として進入路を整備してあげる、これはええことや。市民に当然、周知というのは当然、またやっただけだろうし。ほんで、跡地に関しては、底地というのは、あれは南あわじ市の土地なんですか。

○原口育大委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 横にあります南淡分署もあわせて市の土地でございます。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 予算書の12ページの住民基本台帳費の個人番号カード関連事務交付金、この内容について説明いただけますか。

○原口育大委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） この補正予算につきましては、マイナンバーカードの個人カードの交付事業等関連する事業費でございます、地方公共団体情報システム機構、J-LISというところなんですけれども、それに通知カード、また番号カードに関する業務の交付金としての歳出を見込んでおります。

以上です。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは、J-LISに対する業務委託のお金ということですか。

○原口育大委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） さようでございます。この事業につきましては、この制度が始まると同時に法律が制定されまして、この団体に業務を委任する経費でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 J-L I Sというのは、どういう団体ですか。

○原口育大委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） これは、県または地方公共団体で協力して運営する機構となっております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 どなたがその実務をやっておるのでしょうか。

○原口育大委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） その代表者の名前等につきましては存じておりませんが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等関係法令に基づきまして、この機構が設立されて、平成26年4月1日より運営する組織でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 実態はどこが運営してるかということをお尋ねしておるんですけども。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） ちょっと所管外ですけれども、知ってる範囲で御答弁させていただきます。

この団体につきましては、番号制度の導入という国の大きな変革の中で、地方公共団体が共同して運営する組織といたしまして、平成26年4月1日に設立されております。設



立以降、地方公共団体の情報化推進を支援するための各種事業を円滑に実施する、また、機構にとって最大のミッションであります番号制度関連システムの構築などを今まで進めてきております。

そういうことで、今までも住基ネットでありましたり、公的個人認証、これ、住基ネットと関連するものですが、それから、最近ではこの個人番号、以前からあります地方公共団体のセキュリティの高い総合行政ネットワーク、これらもこの団体のほうで取り扱われてきております。

以上でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 J-LISについてはもう少しお尋ねしたいんですが、これは地方自治体の地方公共団体が運営するという事なんですけれども、そうしますと、例えば地方公務員が、そういうIT技術を持った者が、いろんなシステムのネットワーク構築をしているものなのか、IT関連の民間経営団体に業務を委託して運営をしているものなのか、その点についてはどうなっていますか。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 先ほど、26年4月1日設立とありましたけれども、記憶が少し定かではないんですけども、もともとかなり何十年といますか、かなり以前から地方公共団体の関係のシステム関係で立ち上げられておった団体が、この団体のほうに26年4月1日に設立とありますけれども、大きく変更されてきたのではないかなというように考えております。

この団体につきましては、地方公務員ではなくて、あくまでも民間といますか、民間といっても利益追求の団体ではございませんけれども、地方公務員といますか、地方公共団体ではございません。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この団体というか、ここでセキュリティが守れるかどうかということがまず第一の課題になっているというふうにも思うんですけども、このJ-LISの業務委託なんですけど、この個人番号の通知はどのようにしていけるんでしょうか。

○原口育大委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） この機構につきましては、マイナンバーカードの一連の作業をしておりまして、データ管理等も行っております。そのデータ管理につきましては、やはり国からの指示、あるいはまた関係部署からの。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 通知をどのようにしておるか、端的に。どのように通知をしていくかということ聞いておるんです。

○原口育大委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） 失礼しました。まず、住基のデータを送付しておりまして、また、その更新もしていただいて、そこで情報を集約しまして、そこから各国民、我々から言いましたら、各市民の皆様方に通知を差し上げるというようなことになっております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 通知を出して、何を通知をするのかということやね。何を通知するんですか、どのようにして。

○原口育大委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） これは、簡易書留で世帯ごとに、個人番号の入った個人番号カードの交付手続等の説明書きも入ったものを各世帯に通知するわけでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 簡易書留で郵送するということですか。

○原口育大委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） そうでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは、どこに郵送するのか。住民票の住所に基づいて郵送するのですか。

○原口育大委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） はい。そうでございます。また、どうしても住民票のところに届かない方は、9月24日まで、そういうようなことで届け出してくださいということで周知しておると考えております。基本的には、住民基本台帳の所在に通知されております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 本人に、今の話で行けば、必ずしも本人に渡らない可能性もあるんですね。これは、なりすましじゃないけど、いろんなケースがあると思うんですけども、本人に渡らないケース、あるいは、住民登録をしていないところに所在をしている人にはなかなか届かない仕組みというのか、そういうようになっているような印象もあるんですけども。

○原口育大委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） まず、住民票の住所に通知してもらいたくないというケースが、やはりDV等でもって連絡先を、レアなケースで届け出というケースと、あと、どうしてもその世帯で長期福祉施設等に入居しておる方、その方は、入所施設等もやはり考えていただいて、どうしても住民票のあるところに届かないということになりましたら、それはまた後でもって、市のほうで調査しまして届けるような形になろうと思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その番号通知が10月5日ですから、もう1カ月もない、後2週間ほどになるのかな。それで、一斉に番号通知をした場合に、本人に行かずに第三者の手に渡る可能性というの、これは否定できない、消し去ることのできない心配ですね。そう思いませんか。

○原口育大委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） この申請につきましては、交付の申請、また、引き渡し等につきまして、顔写真も必要でございますので、その辺の本人確認等は厳重にさせていただくという制度でございますから、なりすまし等の申請は基本としてないと思います。

その通知カードにつきましては、また番号カードの交付は1月以降になりますので、その辺の期間もございますので、やはり全員に届けるような形は、市のほうで工夫してさせていただきたいと思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いや、マイナンバーを通知するのではなくて、マイナンバーを登録してくださいということを知っているんですか。

○原口育大委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） これには、個人番号の番号記載もございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そのセキュリティの関連で、なかなか世帯単位ということになった場合に、本人に行かない場合もあり得ると。本人、どんな状況かはいろいろ家庭によって違うので、先ほどDVというような話もありましたけれども、家庭内の中のいろいろな問題がある家庭も当然あるわけで、世帯単位というよりは個人単位のほうがいいんじゃないのかなというような、ちょっと思いがあるんですけども、その点いかがですか。

○原口育大委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） 当然、そういう御意見もあろうと思いますけれども、やはり世帯ごとというような形で送付させていただくということになっております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そこは大きな問題があるということを指摘しておきたいと思います。

○原口育大委員長       ほかに。  
北村委員。

○北村利夫委員       今の関連やねんけども、いわゆる番号が来て申請するとき、カードを持つ、持たんは任意ですよ、これ。だから、いわゆる申請せえへんかったら、どうなるの。

○原口育大委員長       市民部長。

○市民部長（高木勝啓）       カードの申請等につきましては、これは本人の選択がござい  
ますけれど、ただ、その番号自体、これは記入する折が、機会が出てこようと思いますので、その番号さえしっかり保管していただく、必要なときに御利用いただくということで結構かと思います。

○原口育大委員長       北村委員。

○北村利夫委員       普通、カードにするときは、いわゆる顔写真が要るんよね。ないよね。  
どないして本人確認するんですか。

○原口育大委員長       市民部長。

○市民部長（高木勝啓）       まず、申請のときに写真を添付してくださいと。

○原口育大委員長       申請せえへん人の場合は。  
市民部長。

○市民部長（高木勝啓）       申請をしない方、今度、本人確認のためにまた書類が必要とな  
ってこようと思います。例えばでございますけれど、運転免許証、これは一つで本人の  
確認ができます。それを返納された方、非常に困ると思うんですけど、これは何回か申し  
上げました平成24年度から、運転経歴証明書ですか、非常に交付率が高くなっておりま  
す。また、あと、保険証なり、別の認められた書類で本人確認をするという必要が出てま  
います。

○原口育大委員長       北村委員。

○北村利夫委員            ということは、必ずしも顔写真は必要じゃないということですね。

○原口育大委員長        市民部長。

○市民部長（高木勝啓）    利便性というようなことで普及させるべきカードだと認識しておりますので、その辺はやはり制度的にカードがなければ、持ってる方よりも少し不便になるという可能性もございます。

○原口育大委員長        北村委員。

○北村利夫委員        その不便になるのを容認したら、別に構へんということで、終わっておきます。

○原口育大委員長        資料が来たようでしたら。  
審議は、ほかの項目も含めてやりますので、何かほかにございませんか。  
谷口委員。

○谷口博文委員        この16ページのこの文化財調査手数料100万円というやつは、松帆銅鐸の調査手数料やと思うんですが、この100万円についての説明をお願いします。

○原口育大委員長        教育次長。

○教育次長（藤岡崇文）    補正予算書の16ページの埋蔵文化財費補正額200万の内訳でございますけども、今、委員おっしゃられたとおり、松帆銅鐸の発見に伴いますこれからの調査経費及び県とか関係機関と調整してシンポジウムを開催する計画もございますので、それらの経費としまして、まずシンポジウムに60万円の予定をしております。調査費、これにつきましては、今、奈良のほうで調査をしてもらっている銅鐸もございますので、それらの出張旅費でありますとか、今後、県と調整しながら行います松帆銅鐸がどの辺で発見されたのかというような調査もする予定にしておりますので、それらの経費として140万、合計200万を計上させていただきました。それでございます。

○原口育大委員長        谷口委員。

○谷口博文委員        この埋文というやつは、所有権は県とかいうような、要は、所有権と  
いうんですか、そのような埋蔵文化財が出たときには、県やさかい、市のほうが勝手に何

や、そういうようなことはでけへんじゃ、国じゃ県じゃいうような話を私は聞いた覚えがあるわけですね。そやさかい、拾得物でないねけど、松帆銅鐸の権限というのは、県のほうにあるというような話があつてんけど、その辺は実際、あれはどないなるんですか。ああいう発掘された銅鐸の所有権というのはどこの自治体になるの。

○原口育大委員長 教育次長。

○教育次長（藤岡崇文） 当時も説明させていただいたと思うんですけども、法律の中で、現在、埋蔵文化財につきましては、拾得物扱いされるということで、警察の所有で今現在、6カ月、期間は警察のほうで保管と。

発見者はおられるんですけども、実際の持ち主、所有者がわからない場合は、その後発見された方に所有があるんですけども、法律の中では、埋蔵文化財は県のほうに一旦帰属すると。ただ、所有者が権利放棄というのが条件にもなってくるんですけども、そういうもろもろも手続等が法律に基づいて行われた後、県と私どものほう、市のほうと調整する形になると思うんですけども、譲渡を申し出て、市のほうに譲渡するというようなことも可能と。法律の解釈でございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 いや、拾得物扱いになって半年たったら、その発見者に所有権が行くということなんですか。そういうこと。

○原口育大委員長 教育次長。

○教育次長（藤岡崇文） 申しわけございませんが、ちょっと法律の書類を持ってないんですけども、今、埋蔵文化財事務所のほうで実際にその辺の手続を進めているところでございます。期間がたってきてますので、一番当初に発見されたものについては6カ月を経過しようとしてますので、その辺は、発見者である方に権利放棄のお話もいただく中で、県と調整しながらその辺の所有の譲渡とかいう部分をはっきりさせる手続を今、進めているところでございますので、ちょっと今、資料を持ってないので、詳しくは説明できないので、申しわけございません。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私が言いたいのは、要は、松帆銅鐸ということで、あれだけ価値のあ

るような文化財が発見されて、市のほうで、あれでまちおこしをせえいうていうような考えを私は持っとるのやけん。それが、要は、所有権が県のほうに行くとかいう話があったもんやから、何か納得できらんやけん、このたび、こないして補正に調査費というのが100万円上がるとということは、その権利を確保するというか、ある程度、権利確保のために市として100万円、予算を組んで、この貴重な松帆銅鐸の権利を取得するために100万円組んどるのかというような意味合いで聞きよるだけの話なんや。

○原口育大委員長          教育長。

○教育長（岡田昌史）          先ほどの説明、若干補足させていただきます。基本的には、埋蔵文化財法で6カ月間というのは警察の管轄になります。それが終わりますと、基本的には発見者というところがあるんですけども、今回の発見者は、要は、南あわじ市でやっぱり活性化に役立ててほしいと、市民の皆さんにもぜひ見ていただきたいと、こういう思いがあるんです。埋蔵文化財法では、それが、本人がそういう意向であれば、一旦、県へ行きます。今、県のほうは当然、市とやりとりして、市に移管するというので今、進めております。ですから、事務上は一旦、県に行きますけども、例えば、市の所有というような形の流れで今、進んでおります。

○原口育大委員長          谷口委員。

○谷口博文委員          市のやつで進んでもらうて結構なんやけん。ほんで、このシンポジウムというか、これだけ貴重な価値のあるやつを、先般も30日、特別展示会で5,000人以上の方が入館されるというぐらい、それだけやっぱりそういうふうな考古学者的な歴史に興味のある方々が来ていただける貴重な財源なんで、この辺、100万円でシンポジウムのこの60万円というのは、これはどういうことを事業として計画されとるんですか。

○原口育大委員長          教育次長。

○教育次長（藤岡崇文）          緊急シンポジウムということで、まだ全てが調査が終わってませんんですけども、開催時期を来年の1月から3月ぐらいを想定しております。県教委と出演者等につきましては調整をさせていただきわけございますけども、基調講演で現在、お世話になってます奈良文研の埋蔵文化財センター長に来ていただければなというような計画も考えております。あと、シンポジウムですので、コーディネーターとかパネラーにつきましても、それぞれ関係する教育委員会の関係者であるとか、県の関係者である



とか、その辺の方々に来ていただいて、シンポジウムを開催したいなど、今はそう考えております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ほんま一部のメディアというか、国内的にさまざまなメディアがこういうふうな貴重な、まだ舌をつり下げとったひもが出たとか出えへんじゃとかいうようなことで話題になつとるのやけど、どうも南あわじ市の教育委員会のほうが、これに対する認識をもっと深めていただいて、こういうやつをもっと、シンポジウムもそうやけど、もっとスピーディーに、結局、発見されてまだ多くの国民が関心を持つとるときに、もっとスピーディーにこういうふうなことを、どんどん展開していただきたいと思う。ほんで、南あわじ市というやつを、どんどん全国に発信してもらいたいと思いますんで、100万円でなしに、こんなん、少ないん違うか。

○原口育大委員長 教育次長。

○教育次長（藤岡崇文） 本年度でできる分、これは調査費用につきましても、県と調整して、本年度、松帆で探査調査もするんですけども、それに要る必要経費ということで今回、計上させていただいてますので、今、委員おっしゃられたように、今後のことについては、平成28年度予算にまた上げていく分もございますので、そちらのほうでまた、こちらのほうも検討して計画させていただきたいというふうに考えてはおります。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。  
北村委員。

○北村利夫委員 8ページ、教育費国庫補助金、これ、非常に大きな減額になってるんですけども、この理由は。

○原口育大委員長 教育次長。

○教育次長（藤岡崇文） 中学校費のほうですか。両方ですね。まず、教育費国庫補助金の補正額マイナス9,822万3,000円でございますけども、まず、教育総務補助金ということで、1,369万8,000円、へき地児童生徒援助費補助金ということでございます。これにつきましては、当初、一番大きいのが遠距離通学費ということで、スクールバスの経費ということで計上しとったわけなんですけれども、これは例年、国の配分額

というのがございまして、計算どおりの申請額で申請しとるわけなんですけれども、国が定額、この配分額が毎年少ないわけなんですけれども、内示額が当初の申請額より1,337万6,000円減額となったということでございます。

この減額幅が例年よりも大きいというお話につきましては、ことし、国交省の遠距離バスの運賃等が改定になったことによりまして、当初のこちらが積算しとる額も大きくなったわけなんですけれども、それに対する内示額が当初1,800万ほどで計画しとったんですけれども、内示額が450万ほどしかつかなかったという分での減額でございます。

それと、スクールバス、今回、購入しております。南淡中学校のバスが古くなったということで、その入れかえ分なんでございますが、それが約30万円程度、内示額で減額になったと、その合計額で1,370万ほどの減額という内容でございます。

それと、学校施設環境改善交付金、中学校の分で8,452万5,000円の減額につきましては、これにつきましては、広田中学校、組合立を除く市内の中学校の空調設備工事の当初、国庫交付金を8,452万5,000円予定しておったわけなんですけれども、国の財政的な問題でございまして、なかなか環境改善整備のほうにまで予算が現在、つかないというような状況があります。

これは、国のほうとしましては、耐震のほうを優先させていただきたいということで、その方向づけもあって、我々が計画しています空調等の環境改善の整備というものにつきましては、今回は交付金がつかなかったということで、この分を減額させていただいて、合併特例債のほうで財源の組みかえを行わせていただいたという部分でございます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 今回の空調の話やけども、これ、いわゆる交付金が少なかったということなんで、これを合併特例債を使うたのかな。ということは、もらうお金と渡す、いわゆる借りるお金、市の持ち出し、大分変わってきますね。

○原口育大委員長 教育次長。

○教育次長（藤岡崇文） もともと交付金と特定財源外の部分については合特債、残の部分については合併特例債を充当していたわけなんですけれども、これは当初予算で比較しておるわけなんですけれども、工事費4億1,750万で計算しておりまして、その交付金が8,452万5,000円。これにつきましては、丸々、国の交付金につきましては3分の1の助成額なんですけれども、丸々の実施額に対してつくわけではございませんでして、国の配分基礎額というのがございまして、それが実施額の約60%、それに対する3分の1ですので、実施額から比較しますと、約20%の交付金の内容になっております。

これがなくなったわけなんですけども、当初、これらを含めて合併特例債で将来いただける交付税を見込んでの市の負担額の計なんですけれども、1億1,200万程度でございました。それが今回、合併特例債のみの形になりますと、1億4,000万の負担となりますので、差額2,800万程度が増額の持ち出しというような形になると思います。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる最初の予算立てのときに、こういう、逆に言うたら過大評価したんかもわかれへんのやけども、それで2,800万の負担増になったということなんで、これについてはどのように思われますか。

○原口育大委員長 教育次長。

○教育次長（藤岡崇文） 私どもとしましては、今まででも学校の教育施設の整備に関しましては、前年度より県を通じまして国の交付金の申請等、要望等、十分させていただいているわけなんですけども、それによって、例えば、御存じやと思うんですけども、前年度の補正でつく場合がございます、補正で上げて繰り越しで翌年度に工事をするというような、どうしてもやっぱり国の財源措置によりまして左右される部分があったわけなんですけども、今回もそういうのも県と調整しながら、にらみながら、予算の時点ではつく、つけてくれるであろうという形の中で予算を置かなくては、当然、制度としてありますので、最初からはないという形ではいけませんので、県のほうにも、今も引き続き、また次年度から整備もございますので、これだけではございませんので、国のほうには財源的な要望も引き続き行っているところでございますので、今回は大変、こういう形になって申しわけないんですけども、やっぱり国の財源の関係でこういう形にさせていただいたということでございます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる僻地移動、交通費の補助、これも結局、同じような結果になるのかな。

○原口育大委員長 教育次長。

○教育次長（藤岡崇文） これも、新しく制度が変わったにもかかわらず、国のほうではそう余り、こういうスクールバスのことに関しては、契約のやり方とかいろんな、ある

いはスクールバスは遠距離バスと同じような時間的な束縛は考えなくてもいいですよとか  
というような中身はあるんですけども、金額的には、例えば増額になった部分を交付税でと  
かいうお話は、まだ全然対応してくれてませんので、非常に苦慮している部分があるんで  
すけども、もともと、このスクールバスの交付金の措置につきましては、国が一定額持っ  
てまして、それを全国のスクールバスの補助金ということで配分しますので、どうしても  
こちらが申請した額だけ来ないというのは従来よりあったんですけども、今回は、そうい  
う制度改正があったにもかかわらず、国のほうでそれだけに見合った分の財政措置がして  
くれてなかったということで、大変、一般財源の持ち出しが多くなったということござ  
います。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 もう、うらみ節しか聞こえへんのやけども。このいわゆる僻地児童い  
うたら、何人ぐらい対象になるんですか。

○原口育大委員長 教育次長。

○教育次長（藤岡崇文） 申しわけございません。ちょっと生徒数、児童数の数は今持  
っておりません。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 ただいま配付いただいた契約書なんですけども、淡路鳴門岬公園開発  
事務組合というのは、まだあるんですか。

○原口育大委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） ございません。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 ないものの契約書を出してきてどうするんですか。

○原口育大委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） これは、市のほうが組合のほうから引き継いだということで、協定書のほうはそのままでございます。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 当然、27年3月31日に更新したと、するというのであれば、新たに南あわじ市市長なりの契約書にするべきではないのですか。

○原口育大委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） 当然、4月1日で更新しております。ただ、人形座との絡みのことであるということでもございましたので、それならば前回の協定書を見るべきだろうということでも出させていただいたということでもございます。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 やけども、ほんま、ないところの事務組合の、消滅したところの契約書やなしに、新たに契約期限がなつとるのに、やっぱり正式な契約書を提出してほしいですよね。契約するべきであるし、契約書を提出してくれるべきだと思いますよ。いかがですか。

○原口育大委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） これ、契約の関係も同じやと思うんですが、1月11日で、それまでの旧町から引き継いだ場合でも、新たに契約書というのは作り直してなかったというふうに思います。ただ、これ、債務負担が絡みますので、そこらのことは予算上、措置はしていると思います。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 でも、せっかく更新時期において、やはりこれ、南あわじ市との契約に変更するべきではなかったんですか。今もこの事務組合というのは、もう消滅してしまつて、ないんやからやな。いかがですか。

○原口育大委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） 平成17年1月11日の時点で契約をもう一度つくり直すべきでなかったのかという御質問やと思うんですが、ちょっとそこらの法的なことについては定かではございませんけども、今も申し上げましたように、契約等もそういうような形になっておったと思いますので、特に問題はないというふうに思います。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 特に問題ないという割には、やっぱりその、要はこの事務組合というのはなくなるとるわけじゃないですか。それで、10年間の更新、新たに更新するんやけども、今度は市との契約になるわけじゃないですか。やはりこれ。

○原口育大委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） 今、提出させていただいたのは27年3月31日までの協定書で、27年4月1日時点で、当然、やりかえてます。市とうずのくのに協定書をつくっております。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 ほんなら、そのやつを何で提出してくれへんのよ。

○原口育大委員長 事情がわかる範囲で、こっちのほうがわかるという意味でないんですか。

農商部長。

○農商部長（神代充広） 先ほども申し上げましたように、その人形座が出ていくまでの間の協定書ということであれば、前回の協定書を見なくては、その又貸しのことについてははっきりとしないというようなことで、私ども、解釈して出させていただいたということでございます。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 それはわかるんやけども、やっぱり更新した時点で、契約の内容が変わっている可能性もあるでしょう。4月1日から。違いますか。これはあくまでも、淡路

岬公園の事務組合との契約じゃないですか。

○原口育大委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） 手元に4月1日に更新した協定書も持っておるんですが、内容的に、コピーということであればコピーさせていただきますけども、内容としては全く関係する条文、旧の協定書のほうでは8条と、8条に又貸しの項目が出ておると思うんですが、それはちょっと条文の数が変わっておりますのであれですけども、数字は違いますが、全く内容的には同じことを掲載をしております。

以上です。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 できたら、新しいのを提出してもらいたい。

○原口育大委員長 お諮りしますけど、資料の提供について、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 では、休憩しますけれども、休憩後、出していただくようお願いします。

昼食のため、暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

（休憩 午前11時58分）

（再開 午後 1時00分）

○原口育大委員長 再開します。

ほかに質疑ございませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員 老人福祉センター解体撤去工事費、13ページ、3,700万載っとのやけど、これは万松園のことを言っておるんですか。

○原口育大委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 万松園でございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 あれ、万松園の底地というのは国やさかいに、あれを撤去してもう国に返すということなんですか。

○原口育大委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 全部国有地というわけではない、一部市有地もあるんですが、大半が国有地ということで、文化庁のほうから撤去してくださいという指示がありまして、このたび、27年度中に撤去するということになっております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 文化庁が撤去しなさいということは、国が、文化庁があそこに何か、次の新たな何か目的を持って、市のほうへそういうような要請があったわけですか。

○原口育大委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 文化庁自体に目的といいますか、要は、返してくださいという話でございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 いや、国やったって、今までそないして旧町の西淡町のときからそういうような施設があって、ずっと放置しとった段階で、要は返してくださいって、次の何か新たな目的か何かなければ、そんなこと言うてきて、ただ単に市に対してこういうふうな撤去費用の負担を求めただけで更地で放っておくと、そういうような、国というのはそういうものなんですかね。

○原口育大委員長 福祉部長。



○福祉部長（馬部総一郎）          そんなものです。

○原口育大委員長          ほかにございませんか。  
北村委員。

○北村利夫委員          13 ページ、民生費。いわゆる生活保護費の中のこれ、返納金という  
て、2,300万ほど出とんのやけども、これはどういう。

○原口育大委員長          福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎）          2,363万7,000円の返納金につきましては、これ、  
生活保護費の中の医療扶助費分と介護扶助費分ということになっております。その種類の  
ところにも生活保護費のほうがあるんですが、この分については、生活扶助費ということ  
になってます。もともととといいますか、25年度までは、生活保護費のそれぞれの扶助費  
を一体で換算を、精算をしておったんですが、それぞれの扶助費ごとにとということに26  
年度から変わりました、それでもって、もらうのが少なかったものについては収入し、も  
らい過ぎてた分については支出をしてるということでございます。

○原口育大委員長          北村委員。

○北村利夫委員          その上で福祉医療費、この医療費が年々、増加しているという形の中  
で、最近よく耳にするのが、ジェネリックを使うと大分負担が少なくなると。これは、市  
の負担も少なくなるよね。ただ、ジェネリックにすることによって、いわゆる医療機関の  
点数といいますか、収入にやっぱり影響するんですか。

○原口育大委員長          市民部長。

○市民部長（高木勝啓）          ジェネリックなんですけれども、後発性の医療薬というよう  
なことで、やはり単価が随分お安くなっておりますので、その辺の医療費の削減と、やは  
り各医療保険の軽減ということにつながっております。ただ、その件につきましては、目  
標値を置いておりますけれど、医師の指導等のかげんもありますので、その辺がやはり今  
後の課題となっておると思います。

○原口育大委員長          北村委員。

○北村利夫委員　　いやいや、聞きよるのは、ジェネリックを使うことによって、いわゆる医療機関の収入減につながるんかどうか。

○原口育大委員長　　市民部長。

○市民部長（高木勝啓）　　どれぐらいということはわかりませんが、やはり医療機関のほうにも影響があると思います。

○原口育大委員長　　北村委員。

○北村利夫委員　　影響があるとしたら、やっぱり使いたくないという部分が出てきますよね。ということは、なかなか普及がしづらい形になるわけやから、利用者がどうしてもやってくれと言うたら、やらんわけにはいかんのやろうけども。ただ、黙ってる患者さんのほうが多いと思うんよ。しかし、そこらは医師会とは話し合いはされるんですか。

○原口育大委員長　　市民部長。

○市民部長（高木勝啓）　　そういう話し合いは持っておりません。ただ、やはり受診される折に、私はジェネリックを希望しますということをお伝えいただければ、医師も協力していただけたと思います。それで、市役所では、ちょうどその保険証交換時期にカードとカードケースを交付いたしまして、そういう被保険者につきまして、推進しておるところでございます。

○原口育大委員長　　北村委員。

○北村利夫委員　　ただ、患者さんサイドから見て、ジェネリックと新薬と、やっぱり効き目が違うんかなというような、いわゆるひよっとしたらクエスチョン部分があると思うんやけども、それがあって、なかなか普及せえへん部分もあると思うんですが、そこらはどうですか。

○原口育大委員長　　市民部長。

○市民部長（高木勝啓）　　これは、ちょっと私の調査した範囲でお答えさせていただきたいと思います。まず、材料とか成分とか、その辺に大きな違いはないと思います。ただ、副作用においてのやはり医師の指導というのがあると思います。例えば、1種類だけ服用

されとる場合は、やはりさほど影響がないものかと思えますけれども、やはり何種類かの医薬品を飲んでいる方、また使用している方につきましては、やはり医師の指導に基づくものであらうと考えております。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ということは、やっぱりジェネリックを普及さすということは、物すごく大変なことやなど、逆に思うんですよね。市としては、もう保険証のときに配付する、それで終わりですか。

○原口育大委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） 配付するということは、そこに被保険者との接点が生まれますので、そういうことをやはり口頭でもってなり、そのカードでもってなりの推進ということを図っておるところでございます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 先ほど、市としての目標を持ってるという話でしたけれども、目標に対して今現在、どれぐらいですか。

○原口育大委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） かつては、医療薬全体における割合というようなことで目標値を定めておりましたけれども、近年、対象になる医療薬に対する割合ということで、目標が60%という数字は記憶しておるんですけども、そういう数字に早く達成しなければならぬと考えております。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いやいや、60%の目標を持っていると、今現在、どれぐらいの数字ですか。

○原口育大委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） 去年、36%という数字は記憶しております。ですから、40%前後と解釈しております。

○原口育大委員長 ほかに。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先ほど、谷口委員が文化財の調査手数料の関係の質問をされておられましたが、関連するようになるんですけれども、この銅鐸を保管・展示するということになった場合に、博物館というものでなければだめであると。今、南あわじでは玉青館が博物館としての免許というか、そういう資格があるというふうに聞いておるわけですが、そのあたりの事情といいますか、状況について説明いただけますか。

○原口育大委員長 教育次長。

○教育次長（藤岡崇文） 今、委員がおっしゃっていただいたように、今回、松帆銅鐸の発見に伴いまして、その保管・展示とかという問題で県と調整する中で、南あわじ市には玉青館という美術館がございまして、玉青館につきましては、博物館法上の博物館という登録もされているという施設でございますので、そういった面から、玉青館での保管・展示が認められたという経緯がございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 場所的な問題もあるんですけれども、仮に別場所に玉青館の別館とかというようなものをつくろうとした場合は、可能なんですか。

○原口育大委員長 教育次長。

○教育次長（藤岡崇文） つくるのは可能やと思うんですけど、つくる必要があるかどうかという検討はする必要があると思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 新たなものでなくても、免許というか、博物館法との関係で、理論的には可能であると。場所はどうかという問題、つくる必要があるかは別にして、そういう手法は可能であるということですね。

○原口育大委員長 教育次長。

○教育次長（藤岡崇文） 南あわじ市として、今、博物館が必要かどうかという検討とあわせて、博物館をつくる上においては、博物館法上に定めのある基準等をクリアすれば可能であると思っております。

○原口育大委員長 ほかに。  
北村委員。

○北村利夫委員 17ページ、災害復旧費、これ、いわゆる復旧工事してるんですけども、この交通警備委託料とあるんですが、これは同じ現場ですか。

○原口育大委員長 建設部長。

○建設部長（岩倉正典） 委託料160万、これにつきましては、皆さん方も御存じのとおり、三原川の河川がさきの台風によりまして護岸のほうに傷みまして、それに伴いまして、その上を走っております私どもの市道、安全な通行ができないということで、今現在、三原川の右岸のほうに迂回をいたしてございます。この交通規制を行うに当たりまして、警察と協議をいたしてございます。そうした中で、ガードマンの設置を義務づけられております。

今回、補正予算として計上させていただいておりますのは、この補正予算が多分、9月28日に議決をいただけるのであれば、今度、その被災箇所については私どものほう、すぐに査定がこの10月初めにありまして、すぐに入札のほう、準備にかかるわけなんですけども、それが大体11月20日ぐらいになるのかなということで、9月末から11月20日までの間にかかわる交通規制に係るガードマンの設置費ということで、今回、補正させていただきます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 普通、工事といわゆる交通規制のガードマン、これは一体で発注するんですよね。

○原口育大委員長 建設部長。

○建設部長（岩倉正典） 委員のおっしゃるとおりです。したがって、工事発注がされますと、工事発注期間につきましては、当然、交通安全ということでガードマンのほう、災害復旧の実施工事の中で計上するわけでございますが、今回、先ほども言いましたように、今、この議会終了後から次の工事発注までの期間が相当、期間がありますので、それに対する対応ということで、今回、補正予算として計上させていただいています。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 交通、立ってるんやけども、ただ、鉄板等で安全確保しといたら、別に問題ないんじゃないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○原口育大委員長 建設部長。

○建設部長（岩倉正典） 私どものほうも、そのような方向で対処できるものと思っておりましたけども、通行の安全確保という上で、警察との協議を行いました結果、とりあえず通行どめということになってございます。そういうことでございます。

○原口育大委員長 ほかに。  
長船委員。

○長船吉博委員 先ほどもろうた分で、ちょっと理解、すぐなんで余り理解できてないんやけど、10条に関して、10条の2、「年度ごとに決算調整を行い、会計区分上の年度基礎収入額を基準にして使用料の算定を行い、次年度で精算するものとする」、この部分、ちょっと説明願えますか。

○原口育大委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） これは、売りに係る5%の施設使用料の条文でございます。最終的に、売りの決算額が出るのが3月を超えて、4月以降になりますので、4月の初めから5月末の出納整理期間に精算をするということでございます。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 最初に提出していただいた契約書、協定書、2回目の協定書、中身、似通ってはおりますけども、非常に深く入り込んだ協定書になっておりますよね。本来、

こういうぐらいの協定書が本来の協定書だと思うんですけども。これで一つ、今後、うずのくにとのかかわり方も再認識しましたので、終わっておきますけども、補正のほうで誰も質問がなければ、質問あるんやけども。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 13ページの老人福祉センターの解体撤去工事費、この中身についての説明をいただけますか。

失礼しました。万松園やな。そしたら、12ページ、マーケティング戦略実践業務委託料、この中身についてはいかがでしょうか。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） この件につきましては、地域総合戦略の先行型の追加交付分の国庫の財源を充てまして、ただいま申請している最中でございます。交付決定は10月になるかと思っておりますので、今、申請中の事業として御説明させていただきます。

内容といたしましては、南あわじ市に交流人口を呼び込もうということで、インターネット並びに航空会社等との連携を図りながら、特産物の販売促進や地域にとっての新たなマーケティング戦略を実践して、地域の仕事づくりを行うということで、インターネットの関連会社との連携によりまして、宿泊人口の増加を目指すようなシステムづくりを行おうというものでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 インターネットを利用して何を、直販事業ですか。何とおっしゃいましたか。ちょっと聞こえなかった。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 直販というよりも、インターネット上に広告宣伝みたいな形のものを行いながら、また、航空会社との連携で、人をこちらのほうへ誘致するような計画づくりと、インターネットのホームページ上にその概要、宿泊の呼び込みを行うような事業でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員       それは、市が主体でやるんですか。それとも、観光協会とか商工会とかが主体でやるんですか。

○原口育大委員長       財政課長。

○財政課長（和田幸三）       今のところ、市のほうの主体的な動きをもって行う予定と聞いております。

○原口育大委員長       蛭子委員。

○蛭子智彦委員       すると、これは結局、インターネットのホームページ、ウェブサイトをつくるという業務委託というように受け取るわけですが、それでいいんですか。

○原口育大委員長       財政課長。

○財政課長（和田幸三）       ホームページというのは間違えました、済みません。ウェブサイト上の間違いでした。ウェブサイト上のそれぞれトラベル会社等の中の部分の中で広告宣伝を行おうというものでございます。

○原口育大委員長       蛭子委員。

○蛭子智彦委員       つまり、旅行代理店のようなところのウェブサイトに広告を出すということですか。

○原口育大委員長       財政課長。

○財政課長（和田幸三）       おおむね、そういう形のもので。

○原口育大委員長       蛭子委員。

○蛭子智彦委員       その実際にはどういう施設があるか、どんなサービスが提供されているかということウェブサイトで整理をして入り口を、旅行代理店などに入り口を置くということですね。その、これは1年間の契約ですか。それとも何年間かの契約というように考えてますか。



○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 地域総合戦略の中での位置づけといたしましては、基本的には単年度、下半期のみになってこようかと思えますけども、ちょっと国の繰越等のできる状況の中ということの確認はまだ返事をいただいておりますので、うまく行けば次年度のほうまで延びるかとは思いますが、基本的には単年度です。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 単年度で旅行代理店に出す広告を作成することに3,300万かかるわけですか。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 今のところそういう形で、その他の細かな部分はございますけども、基本的にはそういう形で考えております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 大体、何社ぐらいの旅行代理店の広告サイトに出す予定をされてますか。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 基本的に考えているのは、今のところ、航空会社1社、2社ぐらいのほうで進めようとしていると思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは、相当大手の旅行会社、航空会社ということになるわけですね。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） そのとおりです。

○原口育大委員長       ほかに。  
      長船委員。

○長船吉博委員       10ページ、繰入金。ふるさとまちづくり基金繰入金、ふるさとまちづくり基金取り崩し814万2,000円、これ、目的は何ですか。

○原口育大委員長       ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美）       ふるさと応援寄附金の中の目的寄附金の人形に関するものでございます。もう一つの寄附は、昨年度、一般寄附として500万円寄附がありました。その取り崩しでございます。

○原口育大委員長       長船委員。

○長船吉博委員       わかりました。もう1点、14ページ、消防費。災害対策費、公用車購入費500万円。これはどのような公用車なんですか。

○原口育大委員長       危機管理部長。

○危機管理部長（佃 信夫）       このたびの500万円の補正予算につきましては、先般の本会議でも川野副市長から説明させていただきましたとおり、災害対策車ということで、四輪駆動の自動車の購入費ということでございます。購入後は、災害パトロール、巡回パトロール等に使用していきたいということでございます。

      補足しますと、さっきのふるさとまちづくり基金の取り崩した500万につきましては、この財源に充てておりますので、御理解いただきたいと思います。

○原口育大委員長       長船委員。

○長船吉博委員       4WDの車というふうなことなんですけども、これ、500万円。かなりそこそこ、車種的には大きいんかなと思うんやけども、災害時、特に南あわじ市、災害の多い地域はそういう車が実際入っていけるんかどうか心配なんやけども、そこらはどうなんですか。

○原口育大委員長       危機管理部長。

○危機管理部長（佃 信夫） パトロールもしますので、例えば、水害時、道路が冠水したときでも、少々の冠水の現場でも通行できるような車高の高い車を今、ちょっと考えております。ただ、申しているように、排気量も500万となりますと、大体、3,000クラスというふうになりますので、多少大きくなると思えますけども、それはまた別の車で、違った箇所につきましては、また別の車でということでございます。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 これは、特装を何かするのかな、ほかに。スピーカーつけたり、緊急放送できるようなものに、緊急なときに使うんやから、当然、そんなのもつけるのかな。

○原口育大委員長 危機管理部長。

○危機管理部長（佃 信夫） イメージ的には、例えば、県土木の持っています道路パトロール車、黄色と白で塗られた車がございすけども、ああいった形で拡声ですね、拡声機とかもつけたような状況で、いろいろパトロールもしながら、例えば、水害の避難を呼びかけられるような形での想定をしております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これも簡単なことを聞くねけど、この11ページの認定こども園整備事業4,380万やけど、これ、伊加利でのことを言うとなんやけど、このやつはどういうふうな。まず、これの説明をお願いしますわ。

○原口育大委員長 教育次長。

○教育次長（藤岡崇文） 11ページの教育債につきまして、認定こども園の整備事業ということで、15ページのほうに幼稚園費のほうで補正計上4,620万円、そのうちの120万円が今回、上げさせていただいております請負工事であります園舎等改修工事費を施工監理するための、工事監理するための委託料120万円と、来年4月の開園に向けて準備を進めております認定こども園を今現在の伊加利幼稚園の園舎を改修するとともに、不足する部屋等につきまして、隣に隣接しております現在、遊戯室としても活用させていただいております旧伊加利の小学校、現伊加利公民館の一部を改修する工事の補正計上でございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要は、阿那賀、丸山、伊加利のやつが伊加利幼稚園で認定こども園で来年の4月から実施すんのやな。それはそんでええねん。その施設として、やはり認定こども園になったら、大勢の未満児保育も当然、受け入れするさかいに、園舎というか、そういう施設が足らんさかいに、増築なりしながらこの来年4月以降のこども園の受け入れ体制の整備に係る予算として上がると、そういうことやね。

○原口育大委員長 教育次長。

○教育次長（藤岡崇文） そういうことでございます。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。  
北村委員。

○北村利夫委員 15ページ、教育振興費、これ、3,000万、小中学校の通学バス運行委託料、減額になっているんやけども、これは入札減ですか。

○原口育大委員長 教育次長。

○教育次長（藤岡崇文） 通学バスに関する当初の予算額は1億1,854万円で、実際に業者の選定というか、見積もり依頼時の実績額が1億266万3,000円、ここで1,590万程度の減が生じております。あとは、業者との契約時の入札減が1,890万ほど生じています。両方足したら、3,400万程度の減が生じておりまして、今回、3,000万補正減するということでございます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いや、最初、入札で1,500万ほど減になったと、あとは交渉でまた減になったんですか。

○原口育大委員長 教育次長。

○教育次長（藤岡崇文） 申しわけございません、ちょっと説明が誤った説明をしたか

もわかりません。最初の当初予算から1,580万ほど減になった理由につきましては、運行ルートの見直しによる実施額の減でございます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 それで、あとの1,800万ほどが入札減ということですか。

○原口育大委員長 教育次長。

○教育次長（藤岡崇文） はい。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
委員間討議を行いますが、何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 ないようですので、討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 異議がありませんので、採決を行います。  
議案第148号、平成27年度南あわじ市一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○原口育大委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第148号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。  
説明員入れかえのため、暫時休憩します。  
再開は、午後1時45分とします。

(休憩 午後 1時32分)

(再開 午後 1時45分)

- ① 議案第150号 南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

○原口育大委員長 再開します。

次に、議案第150号、南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは、先日も資料として配られましたけども、ケーブルテレビ事業の消費税の未申告に関連する懲戒処分、その反映として市長の1カ月分の給与減額ということであるかと思うんですけれども、これについては懲戒委員会ですか、ここの議論を経ての結果ということになってるかと思うんですけれども、それぞれについて、他の方への懲戒ということもあるわけですから、それぞれについての議論の経過、その理由について説明をいただけますか。

○原口育大委員長 総務課長。

○総務課長(垣 光弘) それぞれについての処分の経過というのは、職員の分のことですか。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 市長も当然入っているんですけれども、それに関連して。

○原口育大委員長 総務課長。

○総務課長(垣 光弘) 市長は、懲戒処分の対象者ではございません。懲戒委員会で審議したのは、職員のみです。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 市長以外の者への懲戒というのはされているんですけれども、市長以外の者の懲戒処分をしたということですか。特別職。

○原口育大委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 職員の懲戒処分を審議したということで、特別職等の分については審議はしておりません。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 すると、市長が10分の1と、企画部長、総務部長、危機管理部長、情報課長、管財課長はそれぞれ20分の1、副市長、教育長も10分の1と。こういうことを、市長についてはしてないということですが、この10分の1の根拠となったものは何なんですか、そうしますと。市長の10分の1になった根拠ですね。市長が10分の1の減給となったということになった根拠ですね。

○原口育大委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 市長が10分の1になった根拠ということですが、市長は、みずから給料の10分の1を減額するというので、今議会に提案されておることと思います。

以上でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 他の職員とのバランスというようなこともちょっと思うわけなんですけれども、その点は聞かせてもよろしいですか。企画部長、総務部長、それぞれ20分の1の減額というふうになっておるわけですが、そのことの理由について説明をいただくわけにいかないんですか。

○原口育大委員長 それは、市長が判断したことやないですか。  
総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 懲戒委員会で職員の処分は決定しておりますが、市長が10分の1というのを決定したのは、市長の御判断でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと、その関連で、市長は10分の1だけれども、10分の1という自主的なことになってますけれども、その前段階として、懲戒委員会でそれぞれの職員の減給が20分の1というふうになってますね。これについて、この理由を説明をいただきたいと思うんですけども、それは答えられないんですか。20分の1になった根拠です。

○原口育大委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 懲戒委員会を開催し、委員会の中で懲戒基準であり、また、消費税の未申告とかいうあったものの事由なりを慎重に審議した中で、委員会で決定されました。

以上でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その懲戒基準というのはどこにあるんですか。

○原口育大委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 南あわじ市で職員の懲戒等に関する基準というのがありまして、そちらなりを見て決定しております。

以上でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 20分の1ということは、どういう基準に照らして20分の1になるんですか。

○原口育大委員長 総務課長。



○総務課長（垣 光弘） 基準の中では、20分の1、10分の1とかいうものはございません。処分の大まかなことで、処分の内容については委員会の中での決定でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、委員会の中での決定ということなただけけれども、それぞれの職員が責任を感じてということになるかとは思いますが、市長が10分の1で企画部長20分の1、総務部長20分の1というようになってるんですね。特に企画部長なんか、自分で所管で問題を見つけて、また自分で自分の減給をするというような、潔いといえば潔いし、気の毒といえば気の毒なような感じもちょっとするんですけどもね。

こういう、それぞれの関係部、関係課長、たまたま発覚をしたときにこの職にあったということで処分を受けるということですか。どう責任が、この平成17年からだったのかな、ずっと経緯のある中であって、たまたまそのときに担当をしておいた者だから処分を受けると。ずっと継続しておるのは、市長、副市長はずっと継続をしておるわけですね。所管だけれども、どういうことになるんですかね。在任をしとると、そのときに。それ以上の理由はないですね。在任をしとったということでの理由、処分になるわけですね。それが、そういう基準に照らしてそういうことになつてくるわけですか。

○原口育大委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 今回、処分の対象になった職員は、合併当初よりそのケーブルテレビ事業の会計事務の責任者として消費税の申告の必要性に気づかず、そのまま無申告にさせてしまったということで、処分されております。

以上でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 合併当初からというよりは、一般会計から特別会計に移って以降の話ですね。その間に全期間にわたって、この方々が担当してきた、あるいは、一般会計から特別会計に移る時点において、重要な役割を果たしてきた、そういうことから、この方々の責任があるということになるわけですか。

○原口育大委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 合併当初から、そのケーブルテレビ事業の会計事務にかかわった責任者ということで処分されております。

以上でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 情報課長も合併当初から携わっておるわけですか。企画部長、総務部長、危機管理部長、情報課長、管財課長、全ての方々は合併当初からケーブルテレビ事業に専ら携わってきた方々ということになるわけですか。

○原口育大委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 合併以降にそのケーブルテレビ事業を所管する部署にいた会計事務の責任者ということでございます。専らではございません。

以上でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この事案が発生をして、そして税務当局から指導を受けたのが平成27年6月だったんですね。この印象ですけれども、平成27年6月にこの現職にあるから、処分を受けたという認識をしとったわけですけれども、そうではなくて、特別会計の開始から、つまり合併からずっとこの5人の方々はケーブルテレビ事業に携わってきておったということが、この懲戒の根拠になっているという理解ですか。

○原口育大委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 5人の職員は、合併以降、年度はそれぞれ異なっておりますけれども、かかわってきております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いや、かかわってきたというのは、かかわった時期もあれば、かかわっていない時期もあるんじゃないんですか。そういうことを聞きよるんですよ。

○原口育大委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） かかわってない時期もございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうすると、かかわってきた職員を、管理者にある職員全体に処分を、懲戒処分をしないといけないけれども、たまたま現状でここに在籍を、在職をしておるのがこの5人であるから、この5人を懲戒したということではないんですか。

○原口育大委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 5人は現役の、今もこの職員である者であって、退職された方もおりますけれども、処分については今、現役でおられる方の処分のみでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それぞれ、どんなかかわり方をおったのかというのは、ちょっと私にはわからないんですけども、在任をしとった1年であったのか、5年間やっておったのか、それぞれについて、それぞれどうだったのかということのちょっと記憶にはないんですけども、それはやっぱり同等に責任がある、同等の期間、携わってきたという理解をしていいんですか。

○原口育大委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 同等の期間というのは、それぞれまちまちであるかなと思うんですけども、責任は一緒かなと思います。

以上でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それぞれの責任感の中でこういう懲戒を受けるということになっておるわけですけども、私の印象からすれば、たまたま、本当になかなかわからなかったものがこうなってきたということで、これは職員だけではなくて、議会にも一定の責任があるかのような印象もちょっとあるんですね、私自身はね。

それは、皆さんのちょっと考えは違うかと思うんですけども、やはり全体としては、市長の責任、副市長、教育長、それぞれの特別職の責任と、懲戒を受けている職員の責任論ということで言えば、やはり、全般的にずっとかかわっているのは、やっぱり市長であり、三役、特別職であって、それぞれの担当部署におられる方々の責任、それに比べるとちょっと重いのかなという印象もちょっと持っておるんですが、それはそれぞれの判断です。それ以上、立ち入ったことは言いませんけれども、やはり非常に複雑で、難しいことであったということは間違いがないと思いますね。

この件については、今後の戒めということであろうかと思うんですけども、それぞれの担当しとった職員等、企画部長なんか本当に気の毒やなという印象を持っておりますけれども、企画部長はどんなようにお考えですか。

○原口育大委員長          企画部長。

○企画部長（橋本浩嗣）          4月からケーブルテレビが企画部の所管ということで、やはり責任があるのかなというような気持ちでいっぱいです。

○原口育大委員長          蛭子委員。

○蛭子智彦委員          公務員の務めとして、自分で自分を律したということですね。結構です。

○原口育大委員長          谷口委員。

○谷口博文委員          ちょっと関連で。懲戒処分の決定に当たって、懲戒委員会というか、その委員会の構成よ。構成人数、それと、どういう部署の、総務部長とか企画部長とか入ってくるのやけど、企画部長は懲戒処分だったら、違う誰かが入って懲戒処分を決定されたと思うのやけん。まず、その懲戒処分を決定する構成役職というか、メンバーを。

○原口育大委員長          総務課長。

○総務課長（垣 光弘）          南あわじ市懲戒委員会設置規定というのがございまして、懲戒委員会の組織としては、副市長、教育長、総務部長、教育委員会教育次長、職員労働組合代表2名ということで、6名でございます。

○原口育大委員長          谷口委員。

○谷口博文委員　　ほんで、職員組合からも2名入つとると、それはそういうことで。当然、不服があれば、そういうふうな申し立てというのは、60日というか、公平委員会に訴えたらええだけの話で。それぞれ納得した上で、みずからその処分に対しては。

ほんで実際、減俸というのは、私は非常に厳しい、懲戒処分の中でも厳しいというような思いがあんねけんど、その辺、市長は入ってへんのか。副市長みずから律しとるやさかい、副市長もこの懲戒の組織の委員会に入つとったんけ。

○原口育大委員長　　副市長。

○副市長（川野四朗）　　我々は、懲戒処分の対象者でないので。懲戒するほうです。

○原口育大委員長　　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長　　質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行いたいと思いますが、御意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長　　ありませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長　　異議がありませんので、採決を行います。

議案第150号、南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○原口育大委員長　　挙手多数であります。

よって、議案第150号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

再開は、午後2時15分とします。

(休憩 午後 2時05分)

(再開 午後 2時15分)

② 議案第151号 南あわじ市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

○原口育大委員長 再開します。

次に、議案第151号、南あわじ市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 マイナンバー制の関係のことでは、情報の漏えい、個人番号の漏えいということが一番最大の問題になるのかなというふうに思うんですけども、こういう漏えいということに対してのリスク回避、ガードは、南あわじ市としてはどんなようなことを考えられていますか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） セキュリティ関係のことにつきましては、その情報にかかわる者の情報の取り扱い等によりましていろいろあると思いますけれども、システム的な面では、その庁舎内から外へ出ていく分につきましては、まず、庁舎内では現在、内部情報系と住民情報系という二つのネットワークがございますけれども、その間の情報のやりとりにつきましては、ゲートウェイというのを設置をして、十分なセキュリティを確保するようにしております。

その情報が外へ出ていく部分もございますけれども、その分につきましては、LGWANという公的なセキュリティの高いネットワークを通してその情報の交換のもととなるセンターのほうにデータが出てまいります。その分につきましても、十分なセキュリティを確保を図っているところでございます。

以上でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員      今のはデジタル的な話なんですけども、もっとアナログ的は話はないですか。例えば、記入した文書が他人が見て控えていくとか、あるいは、個人番号が思わぬことから誰かにわかってしまう、郵便物の誤配とかいうようなこともありますよね。市から通知をする文書には個人番号は書かないんですね。絶対書かないんですね。そういうことは絶対書かないことは徹底されるんですね。

○原口育大委員長      市民課長。

○市民課長（山崎稔弘）      市から通知する文書につきましては、カードが市役所のほうに届きましたら、カードが届いてますというような通知を出させていただきますので、そこに番号は入ることはございません。

○原口育大委員長      蛭子委員。

○蛭子智彦委員      行政手続で、マイナンバーの記載が必ず必要になるんでしょう。行政文書に本人のマイナンバーというのを記入するのではないんですか。記入しないんですか。

○原口育大委員長      総務課長。

○総務課長（垣 光弘）      番号法の制定によって、利用範囲、利用する事務が決められており、その部分について、市役所へ提出する書類なりに番号の書き込みなどは発生してきます。書き込みはあります。

○原口育大委員長      蛭子委員。

○蛭子智彦委員      ですから、市役所で記入した文書であつたりとか、そういうことでアナログ的に漏れていく可能性はちょっと心配もされると。それから、デジタル的なことについて言えば、ガードを幾らかたくしても、CIAやらペンタゴンだったって、情報を取られるということもあるわけで、このJ-LISですか、これについたって、セキュリティの確保というのもなかなか難しい話じゃないかなと。どこかに必ず穴というのが生まれてくるわけで、またその穴をねらうことが情報の中で、そういうハッカーというのは、やっぱりさまざまな穴をねらっていくわけで、必ずそういうリスクは出てくると思うんですね。そうした場合、個人のマイナンバーの情報が漏れいした場合、どのようなリスクというか事件が起こるか、どのようなことが考えられるか、説明いただけますか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） まず、機械的な面ではない部分でございます。人的なものでございますけれども、南あわじ市においても、セキュリティポリシーというのを設定しております。その情報の安全を守るための基準というものでございます。その中には、マイナンバーにかかわらず、それ以前の個人的な情報はもちろん、一般的な情報につきましても、その管理について詳しく書かれておりますし、職員に対して個人情報、その他の情報の、もちろん漏えいとか論外でございますけれども、一般的な管理についても十分に教育をさせていただいているところでございます。ですから、その危険ということにつきましては、マイナンバーであるからどうだということではなく、従前から十分に努力をさせていただいているところと考えております。

それから、機械的な面でございますけれども、確かに今の技術の中では、十分防ぎ切れないところもあるかと思っておりますけれども、少なくともマイナンバーにつきましては、その情報が国のほうにも確かに行きますけれども、それらを一括して保管するとか、あるいはマイナンバーと関連づけて全ての情報が管理されるということではなく、市町村ごとに、いわゆる符号といいますか、コードを使って情報を記録しております。したがって、仮にそれがほかの方が見ても、これがどこの誰のものであるかというのは特定できないような仕組みをつくってあると聞いております。

もちろん、先ほどおっしゃったように、一般的には企業においても漏えいによって、いわゆる損害賠償というようなこともございますけれども、そのようなことの起こらないよう、市町レベルにおいても国レベルにおいても、今も続けて対応をしているところであると考えております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それだけですか。ということは、絶対漏れないからリスクはないと、そういうリスク的な事件というのは想定は全然していないということですか。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 先ほど、情報課長のほうからセキュリティポリシーとかいう話もあったんですけども、今、セキュリティポリシーの見直しもしていくと思っておりますし、また、それで不足する分につきましては、要綱なりで市役所全体のセキュリティを高めていくということを今後、間に合うように検討はしていきます。



それから、接続関係のものですけれども、庁舎内につきましては、先ほど一部、情報課長のほうからも申しあげましたけれども、今、L G W A N接続ルーターというのが、うちのほうからL G W A Nのほうに出ていくところまであるんですけども、その中にも出るほうとこちらのほうを守る、ファイアーウォールを二段階でするようにいたしておりますし、内部情報系ネットワークと接続する部分につきましては、V P Nという装置も設けるようになっております。

それから、L G W A N接続ルーターから外へ出る場合ですけれども、これにつきましては、J - L I Sにあります中間サーバー・プラットフォームのほうに最終的には接続するような形になるんですけども、このL G W A Nといいますのは、今も公共団体間のネットワークでメールをやりとりしたりするように、極めてセキュアな安全性のある環境でつくっておりますので、これが100%かと言われると、先ほど委員もおっしゃいましたように、国防省の中にも侵入するような事例もありますので、完全に100%とは、人間のすることですので言えませんが、極めて他のインターネット等と比べれば、セキュアな安全性のあるネットワーク環境にあるというような形で、私どものほうは認識をいたしております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 あと、カードを一つ失えば、これが犯罪に、個人の責任というのは非常に強まってくるというか、個人の管理責任というのが強まってくる。逆に言えば、個人の管理能力の乏しい人にとっては、また厳しい話も出てくるという、非常に利便性と危険性の諸刃の刃という部分がかかなりつきまとう制度であるというふうに思うんですね。

その事例として考えられること、市民部長はどのようにお考えですかね。こういう漏えいした場合、どんなようなことに犯罪として使われるか。そんなの、どのようにお考えですか。

○原口育大委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） 今、現実として、例えば、カードを財布ごと落としてしまった場合、まず、カード会社なり銀行なり電話して、対応をとっておるのが現状やと思います。そのナンバーカードにいたしましても、そのカードの使用の制限とかは緊急にやっばり取る必要があると思います。そして、そのデータの流出は、これまた身近なところと本人の責任以外のところがありますので、先ほどの総務部長の答弁のように、ゼロとは言えません。

ただ、南あわじ市として、やはり最善の策をとろうというのが、この条例とこれからの

実施の目的でございます。ただ、本当に年金機構の問題であったりというのは、本当に非常に大きな問題ですから、年金のほうは後にしますとかというような配慮もされておりますので、まずは本人の過失で紛失した場合等については、やはり市役所も考えていかなければならないと考えております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 本人の過失もあれば、キャッシュカードだったって、コピーをとられるとか、過失でない部分だったってあるわけですよ。犯罪というのはいろんなところにあると、そういうことを通じて、個人生活のリスクが高まる部分というのはかなりある制度であるというふうに思います。

そこまでにしておきます。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

委員間討議、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ありませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、採決を行います。

議案第151号、南あわじ市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。

よって、議案第151号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

③ 議案第152号 南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例制定について

○原口育大委員長 次に、議案第152号、南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

委員間討議はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ありませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第152号、南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。

よって、議案第152号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑤ 議案第149号 平成27年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算  
(第1号)

○原口育大委員長 次に、議案第149号、平成27年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員 ページ、5ページの、私は基本的なことを後学のために質問させてもらいます。4,968万2,000円というやつは消費税ということで今回なっとんのやけど、この辺の支出は一般からか、特別会計から支出されるのか、まずお尋ねします。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） このたびのケーブルテレビの補正によりまして、公課費として4,968万円の補正を願っております。これをもって申告納税をいたします。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 財源はどこから出すの。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 失礼しました。財源につきましては、その下にございます繰出金として当初予算で計上しておりました3,830万円と、歳入の分でございますけれども、4ページでございますけれども、きのう認定いただきました平成26年度の繰越金といえますか、歳入歳出の差し引き額2,778万2,966円のうち1,138万2,000円をその分に充当させていただいております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ほんで、ここで、この間というか、同僚議員がよう質問してくれとるさかい、ちょっとある程度は理解しとんねけど、5年間のやつで、この内訳が出とるのやけど、もう一遍ちょっと、勉強のためにちょっと、この4,968万2,000円、5年間のちょっと。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） まず、消費税、本税でございますけれども、年度ごとに申し上げます。平成21年度が849万6,800円でございます。平成22年度につきまし

ては、839万8,200円でございます。23年度分につきましては、667万7,100円でございます。24年度につきましては、862万4,100円でございます。平成25年度につきましては、715万4,600円でございます。平成26年度につきましては、1,033万600円でございます。

そのうち、無申告加算税というのがございます。5%でございます。その分が170万1,500円、それから、延滞税の部分でございますけれども、この分については、平成21年度から平成25年度が対象となりますけれども、258万8,500円、総計で4,968万2,000円の補正額となっております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 いや、ほんで、この消費税というのは、ほんなら、それまでのやつというのは消費税として認めてなかったんだ。この1,575円のやつは消費税として認められなかったんだ。ほんならなぜ、今回、税務署に、うちは消費税取ってへんでいうて、言い突っ張らへんなんで。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 6月3日に税務署のほうに協議というか相談に行かせていただきました。その中では、我々の決算書、そのときは25年度分の決算書を持ってまいりました。それから、条例関係、それから、パンフレット等、事業の内容がわかる資料を持ってまいりました。その中で、この事業は確かに特別会計ですけれども、整備そのものは平成19年から、17、18、19年度の3年をかけて整備したもので、それと一体となった事業ですということを再三再四、説明を申し上げました。

ただ、税務署の見解としては、特別会計である以上、法令に照らすと消費税の納付、申告納税の必要がありますという指導を受けました。ただ、その一般会計と一体ということは何度も申し上げた関係があって、そのことについては一度確認するということをしていただきました。ただ、後日というか、すぐその次の日であったと思いますけれども、電話ですけれども、連絡がありまして、きのうの示した見解のとおりです、申告納税の準備をしてくださいというふうに言われました。

以上です。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ほんで、私が心配するのは、今、ケーブルテレビの受信料というやつ

は、今の値段より来年以降、値上げとかいうこと、私としたら困ると思うのやけど、それはどのように考えられとるんですか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） この間ちょっと、内税という話がちょっとございました。今のところ、私としては1,575円という月額の使用料につきまして、本体については1,459円で、消費税につきましては116円とみなされておるといふふうに考えます。合計で1,575円です。ですから、もし税率の変更とかがあるのであれば、この現在の本体価格1,459円に対する消費税の計算というのが、今の時点での考えでございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 もうひとつわからへんのやけど、値上げするのか、せえへんのか、どっちよ。私は、せんほうがあええと思うのやけど、するのか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 今申し上げたように、現時点では、8%という税率の中では合計総額としては1,575円を維持したいと考えております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 なら、10%になったらどないなるの。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） この価格については非常に重要なことでもありますので、その時点でまた再度検討とは思いますが、私自身としてはどうか、ケーブルとしては、価格についてはこのままで維持をできればと考えております。

○原口育大委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 それを聞かないかんと思うんですけど、これから経営努力して、多分、身を削る覚悟でやりますけども、物すごく頑張らないかんと思うんですけど、それ

はちょっと置いておいて、私はどうしてもこれ、絶対、もう消費税のことは余り言わんと思ったんですけど、どない考えてもわからんのは、1,575円に消費税は含まれていないと。それから、インターネット使用料2,625円ですか、これ、5で割ったら2,500円ですよ。それから、加入権が4万円で4万2,000円。それから、宅内工事が3万円で3万1,500円、それから、セットアップが700円で735円。

これをもし市民に見せたら、これを皆さん、さんさんネットは消費税を取ってると思いますかというときに、100人が100人とも、取っていると言うと思いますよ。それを取ってないというのが、どうしても私は納得できないんだよね。まず最初、それだけ聞いて、もう次に行きますから。それをもう一回、課長、きのう言いましたよね。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） これは、ケーブルネットが創設されたといいますか、その時点での話もちょっと関係しますけれども、そのときは、周辺の自治体の使用料を調べるなどをして、その金額を決定したと聞いております。で、この間から説明を申し上げて、ちょっと難しいというか、1,500円なんですけれども、仕入れのときには、仕入れの分にはその仕入れに消費税が、その当ても5%でございましたけれども、入ってるということで、そのような数字を設定したと聞いております。

ですから、消費税を取っている、取ってないというのは、今の時点では入ってるとは思いますが、ただ、その説明では今のところ、難しいものもあると思います。それはそうなんですけれども、経過としてはそのような経過でございました。

○原口育大委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 仕入れは関係ないでしょう。それでね、私はそれだけ、もし市民がこれを聞いたら、ケーブルにこれ、流れますからね。ええっと思いますよ、100人が100人中、これをさんさんネットは消費税を取ってないと言ってることに対して、物すごく不信感を持ってしまうと思うんですよ。

きのうの課長の答弁もそうだったんで、私はびっくりしたんです、ほんまの話。この数字を見て、加入権が4万2,000円ですよ。宅内引き込み工事、宅内工事は別ですけどね、3万1,500円ですよ。インターネットが2,625円ですか、あれ、1軒1軒。全部5%できちんとした数字になるんですよ。だから、これを見て、セットアップ735円ですよ。こんなこと、話、みんな不信感を持つと思って、私はあえて言わないと、言わずにおれないんで言うたんですけどね。どうですか、その辺は。部長も含めて。やっぱりいまだにそうですか。入ってないと言い切れますか。

○原口育大委員長 企画部長。

○企画部長（橋本浩嗣） その当時は、入ってないと。先ほど言いましたように、1.05倍の数字なんですけど、先ほど、情報課長が言いましたように、当然、番組をつくるときにそういう、その当時でしたらテープ、カメラ、そういったものは皆、1.05倍になってますので、1.05倍をしとるということでございます。

○原口育大委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 もう思っていないんだから、入ってないと言うんだから、もうそれ以上言うても、仕方がないですわ。そやけど、私はじゃあ今度は、この補正のほうに変わりますけどね、話は。補正予算ね。ケーブルの補正です。

これ今回、要するに今まで4,900万円、過去の累積の分として返したんで、結局、一般会計、返す分がゼロになりましたよね。今まで大体、二千五、六百万円、一般会計から繰り入れしてもらって、9,000万とか、去年でしたら9千何ぼ、決算ですと一般会計に繰り入れしとるんです。要するに、償還していっとるんですよね。それが今度、それはまず、来年以降はどんな見通しですか。消費税はこれだけ払っていくんですよ、これ。そのときに、減収ですよ。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 仮にでありますけれども、平成27年度の予算の中で、予算に対して消費税を仮に計算してみました。そうすると、約880万円ぐらいになると思います。

○原口育大委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 その差額ですか。借り受け、借り払いの差額が。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） そうですね。支払うべき。そうしますと、従前、年度によって一般会計に対して繰り出していったものについては、5,000万円なり6,000万円なりというふうに若干、数字は毎年変わりますけれども、その分から、この前も申し上げ



た税分は減にされる可能性があると考えます。

○原口育大委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 ということは、減った分だけ繰り入れ分を減らして、今までの一般のケーブルの投資してきたやつ償還が少なくなっても構いませんよという、そういう平気な感じでしょう。そういうことしか。だから、努力して1,000万円、今まで売り上げ、収入があった分が減る分については、何とか売り上げふやしますとか、客数をふやすとか、もっと身を削りますとか、そんなことじゃなかったら、減らしますで済ますんじや、それは納得できないですわ。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 言い方が悪かったかもわかりません。それはあくまでも、過去の実績からそのようになるというふうに申し上げたところでございます。当然、加入者はもちろんふやしていきたいということもありますけれども、今、それがかなり難しい状況でありますので、一方の出のほうで、できるだけ節減に努めて、経費の減によってその一般会計に対する繰出金の確保をしていくべきであると考えております。

○原口育大委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 これで終わります。ぜひとも今まで、26年度の決算が7,260万、差額で言ったら大体5,000万ぐらいは一般会計に返して、今までの投資を償還しとるんですよ。25年でもやっぱり3,000万ぐらい返しておるんですよ。だから今度、それが減った分だけ減りますということにならんように、決してならんように、それだけはしてくださいということだけ言っておきます。

終わります。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 消費税の認識がなかった、消費税を取ってないということなんですが、この申告に至らなかった経過の中に、一般会計と何ら変わらない状態と解釈し、消費税法第60条第6項の規定により申告をしておりませんでしたと。この第60条第6項、どういう規定ですか。

○原口育大委員長 企画部長。

○企画部長（橋本浩嗣） ちょっと今、すぐに60条6項のところが出てこないんですが、たしか、一般会計とかでやってたら、申告義務はありませんというような項目が何ぼか載ってたと思います。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これは、一般会計で処理したら特例で、いわゆる払ったものとみなすという規定ですよ。違いますか。

○原口育大委員長 企画部長。

○企画部長（橋本浩嗣） 一般会計のものは、売り上げ課税と仕入れ課税がもう一緒やと、だから申告義務がないというような法律の趣旨だと思います。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 そこらから言うと、消費税という認識がなかったというのはおかしいですよ。違いますか。仕入れ課税と申告課税、これは差があったって、払ったものとみなしますという規定ですよ。ということは、消費税という認識がなかったら、そういうことができるのと違うの。いや、わからんのやったら、休憩してもらって、条例見てもらうて。

○原口育大委員長 企画部長。

○企画部長（橋本浩嗣） 消費税を取ってないという認識の中で、申告義務がないと理解しておったということです。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 そしたら、一般会計の中に、いわゆる消費税を払わんでいいやつありますよね。そういうのは、なぜ払わないんですか。特例ですよ。特例が認められとるんよね。そやから、それを準用しとるのと違うの、これも。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 今おっしゃってる分について、一般会計につきましては、雑多な事業を行っておるので、また、消費税そのものが地方自治体等で徴収するといえますか、使うと、歳入の部にあると、そういうことが理由で、この特例があると聞いております。

したがって、我々としては、その価格そのものに税を転嫁をして設定したというふうに考えておりませんでした。ただ、仕入れのときは、じゃあ考えてたのと言われるのは確かにあると思いますけれども、ということで、税ということを全く考えてなかったし、特会といいながらも一体だと考えていたその時点では、消費税というものの申告納税については、必要がないということを考えておったということでございます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 今、監査委員としてこない言うのはおかしい話やねんけども、これ多分、前職のときに監査の中で、こういう指摘があったと聞いてるんですが、どうでしょうか。

○原口育大委員長 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（片山雅弘） このたびの決算審査特別委員会の中で、代表監査委員はその分については直接触れられておりませんでしたけども、先般、事務局のほうに話がありまして、約四、五年前だと思うんですけども、この決算審査特別委員会の中で、担当部署にこういう消費税ととんのと違うかというふうなことも質問したらしいです。

その中で、担当部署としては、先ほど出ました消費税法第60条の6項ですか、その分が適用されて、要するに一般会計扱いと同等の扱いができるというふうな説明があって、その段階で、もう担当部署の職員がそう言うのであれば、別に消費税法の図書を持ってませんので、事務的にはちょっと流れてしまったという経過です。

監査委員のほうから、当時、四、五年前のそういう質問の経過も、何か議事録があるかという質問がありましたんですけども、残念ながら、ちょっとうちもそういう記録は残ってなかったんですけども、監査としては、担当部署のほうには間違いなく質問したような経過を聞いております。

以上です。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員　　今言うたように、この60条の6項というやつは、いわゆる消費税は一般会計の場合は、つき引くがあるんで、これに似ていなかったって、払ったものとみなしますというやつなんよね。そやから、ほかの特別会計、いわゆる健康保険にしたって何にしたって、税の関係、特別会計やってますよね。あれは、特例で消費税がないんですよ。そやから、そういう認識やったんと違うかと思うとるんよ。

そやから、その特例、本来はそのときに、いわゆる特例、いや、そんならその条文見せてくれよという話になれば、明らかになったんやと思うんやけども、それがあって、今回、私も前職も、代表監査委員も、いわゆるそれに責任を感じて、わずかやけども、我々二人は供託したという話になるんですけれども。結局、そういういわゆる答弁があったんですよ。

そやから、ここに経過報告の中で、60条の6項ということで、ちゃんと書いてくれるのに、どういう内容か知りませんというのは、余りにもお粗末と違いますか、これ。

終わっておきます。

○原口育大委員長　　ほかにございせんか。  
総務部長。

○総務部長（細川貴弘）　　先ほど、来年度以降で柏木副委員長のほうから情報課長に対する質問の中で、情報課長の答弁の中で、1,575円で据え置きたいような旨の発言をいたしました。消費税につきましては、25年度中に、26年4月からの引き上げに関して、25年度のたしか、今時分といいますか、25年の10月ごろだと思っておりますけれども、8%に消費税が引き上げられる見込みとなったときに、国全体、地方公共団体全体がその3%アップ分の取り扱いについて、総務省からも指示もまいりましたし、地方公共団体の判断もいろいろしたわけですが、うちの市といたしましては、島内の他の2市、それから兵庫県下の地方公共団体全ての情報を入手いたしまして、ほとんどの団体が8%のときにつきましては、企業会計は別ですけども、一般会計等につきましては、使用料・手数料の引き上げについては見送るといような判断を25年10月にさせていただきました。

そういうことで、各自治体とも、来年度といいますか、今度、10%の引き上げの際には、使用料・手数料全般につきましては、総合的な見直しを図ることが考えられますし、うちも、私どもの公共団体も例外ではないと思っております。

そういうことで、抜本的なといいますか、総合的な見直しを行いますので、先ほど、情報課長の申し上げた答弁につきましては、公式な見解として訂正はさせていただきます。後ほど、情報課長のほうには、私のほうから厳重に注意いたしますので、御了承のほど、

よろしくお願いいたしたいと思います。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 あのな、部長、これ、あなたはそない言いよるけんど、葛巻とかほかのところを見てこいや。そんなもん、500円でやりよんのや。そやから、経営努力して、今の現状で据え置くやいうて、あそこは努力してやりよんのよ。引き上げるいうたら、ほんなふざけた話、あらへん。私は納得できらん、あんたの今の答弁は。反対に訂正してもらわなんたら。

私は兵庫県下どこで見られるか知らんけんど、そやから、葛巻のケーブル行って、経営努力せえ言いよんねん。CMでも撮って、ある程度、CM料とかその辺の料金を徴収して、今の現状のままで据え置くぐらいの努力をしなさいと。ほんでないと、親方日の丸でないけんど、どんどん何ぼでも市民に転嫁してでなしに、努力しなさいと。CM料をとったらええでねえか。ほんな努力をして、葛巻を見てみい、500円やぞ、毎月の。500円で3人や5人でやりよるのや。そういうところも見ながら、努力はしなさいよ。これは今のまま、そんなんじゃあかんよ。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 当然、今、谷口委員おっしゃった御意見はもっともでございます。当然、経営努力等も払って、経費の節減も図っていくわけですがけれども、消費税の見直しの際には、2年前に引き上げを全部見送ったという経緯がありますので、総合的に検討すると。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 わしが言いよるのはケーブルテレビのことやで。あとのやつは、それやしゃあないけんど。

○原口育大委員長 企画部長。

○企画部長（橋本浩嗣） 谷口委員のおっしゃられる葛巻、これはもう、私も何回も聞いております。たしか、職員3人ぐらいでそういうふうに行っていると。なかなか、ちょっと想像ができないんですが、どのあたりを委託に出したり、どのあたりを、何か、かなりのことをやっているとというふうに想像しております。

今回の一般質問の中にも、通告に、一番下にケーブルテレビ事業というのがありまして、その答弁の用意としては、葛巻のほう、いろいろ資料をとって、ちょっと調べたいというふうに考えております。

やはり今、先ほど、柏木副委員長も言われたように、消費税分が入ってきたら、その分は一般会計の繰り入れを減すんかと、そういう、本当に公務員的な発想になってしまったらいけないので、やはり経営をしているというようなところから、まずコスト削減、今、民間企業のほう、かなり工事もやっていますので、加入者増というのはなかなか厳しい状況にあります。

そういったことで、経営を改善していこうと思えば、やはりコスト削減でそういった葛巻の資料というのは非常に大事ななというふうに思いますので、今後、資料を取り寄せて研究をしていきたいというふうに思います。

○原口育大委員長      先ほどの総務部長の課長に対する注意とかいう部分については、訂正されますか。どうしますか。

情報課長。

○情報課長（富永文博）      私の先ほどの価格設定に関する発言につきましては、訂正をさせていただきたいと考えます。

○原口育大委員長      総務部長と企画部長と、若干、ニュアンスが違ったような気がしますが。

企画部長。

○企画部長（橋本浩嗣）      私のほうは、経営的にということを言いたくて、加入者増というのは非常に今、厳しい状況にあるので、そうなるとコスト削減、そういう方向でなきゃいけないのかな、そのためには葛巻というのは非常にいい素材、材料なので、研究させていただきますという答弁をさせてもらいました。

○原口育大委員長      北村委員。

○北村利夫委員      言葉尻をとらえて悪いんやけども、消費税という認識がなかったんやの。だから、なかったよってに、5から8になったって、それも認識なかったから、別にどうってことなかったわけや。ほんで、今、こういう状況になったよってに、消費税という認識が出てきたわけやな。そうですね。ほんで、今までは、税務署の中では、それは内税やという話やったんですね。

○原口育大委員長 企画部長。

○企画部長（橋本浩嗣） だからこの前、きのう、27年6月に消費税、この分は1,575円の中に消費税が入っているとみなされたと、それをこちらサイドも認識したということです。それまでは違います。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 それまでは何やったん。外税ですか。

○原口育大委員長 企画部長。

○企画部長（橋本浩嗣） おっしゃるとおり、消費税が入るとるというようには理解しておりませんでした。取っておるという認識ではありませんでした。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 なかったって、税務署はどういう認定をしたんですか。

○原口育大委員長 企画部長。

○企画部長（橋本浩嗣） 6月以降の認識としては、指導があつて、消費税がその中に入っているということです。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 内税ということですよ。ほんで、それまではそうやったと。なら、これからは、10%になったときは考えますという話やねんけども、それも内税にするのか外税にするのかによって、物すごく重税感も変わってくるし。今までの1,575円というのはどういう。そこに含まれとったという認識で、それよりも5%上げるんか、どう判断をされるのかというのは、多分これからやと思うのやけども、基本的に外税で行くんか、内税で行くんかというのは、まだ決まってないんですか。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 先ほど、総合的な見直しという言葉を使わせていただきました。この見直しにつきましては、使用料・手数料、全て一般会計のもの、企業会計のものも当然、入ってくると思うんですけども、その総合的な見直し、例えば、体育館の使用料であったり、住民票の手数料であったり、もろもろです。それについては、各市の、他の市の状況も見ながら、適正な金額を設定していきたいということで、必ずしも、今8だから、全ての使用料・手数料に2ポイントアップということではなくて、あくまでも総合的に見直しを図っていくと。

先ほど、企画部長のほうからも経費節減に努めて、できるだけ使用料の抑制を図っていききたいというような言葉もございました。そういうことで、来年度、秋ごろまでには総合的な見直しを図り、また議会のほうにもお諮りするというふうな形になろうと思いますので、よろしく願いいたします。

○原口育大委員長 暫時休憩します。

（休憩 午後 3時02分）

（再開 午後 3時03分）

○原口育大委員長 再開します。  
北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる一般会計のときは、今までも取ってへんのやから、取る必要ないわけやんか、基本的に。そやから、特別会計で、いわゆる特例でない分だけの見直しでええんと違うの。

○原口育大委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） まず、非課税というのはもうはっきりしておりまして、しっかり定められております。先ほど、総務部長も言っておった中で、例えば、証明書、あるいはまた許可証、それは非課税になっておりますので、消費税が上がろうが下がろうが、非課税です。

○原口育大委員長 財政課長。



○財政課長（和田幸三） 全体の使用料の見直しの件なんです、3%から始まって、今後、29年4月に10%というような形が予定されています。地方自治体については、国、総務省なりなんりの指導がごつごつ厳しいものがあります。このたび、5%から8%になる部分については、ほとんどの自治体が来年の秋予定されておいて、法的に当然、流れるものやということで、物すごく使用料の見直しには時間と労力がかかるので、一旦、5%のまま、5%というか、使用料の見直しは避けておる自治体がほとんどでした。

今後、29年4月には10%になるということは、もう法的にかたまっているようですので、そこら辺については、各自治体とも、そのやつに合わすような形になります。それと、25年の12月に総務省のほうからも、内閣府のほうからも強い指導があつて、せえということだった部分については、消費税率の引き上げに伴う公の施設の使用料・利用料等の対応についてということで、兵庫県並びに兵庫県内の各自治体に対して、結構、強い指導がありました。そういう経過で、10%、当然、国のほうからの強い指導があると思います。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いやいや、どっちみち、一般会計の場合は、つき引く払うたとみなされるんでしょう。ということは、痛みとしては、何か事業したときに払うときの消費税が上がるだけですよね。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 一般会計は払わんでええから上げらんでええという理屈があるようには見えますけども、消費者に対して、最終的な消費者の方に負担していただく税という、国全体の中での統一性、例えば、民間の体育館と公共の体育館で、使用料、民間のほうは当然、上げざるを得んのか、公の体育館は安いということは、民業圧迫みたいな話もあつて、全体のレベルとして公共団体についても、それに見合う部分について、一般会計であろうとなかろうと、使用料の訂正はしなさいという国の指導があります。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 一般会計の、先ほど、財政課長のほうも触れましたけれども、例えば、住民票の手数料、これについては非課税扱いになります。ただ、消費税が上がりますと、間接的にコストアップ、わずかながらでも出てきます。ですから、2ポイント分を即それにプラスするというのではなくて、全体的に市役所の経費が、消費税2ポイン

トアップでどの程度コストアップになってくるのかというようなことも総合的に勘案しながら見直しをしていくということでございます。

○原口育大委員長　　よろしいですか。  
ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長　　質疑がございませんので、質疑を終結します。  
委員間討議を行いたいと思いますが、御意見ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長　　ありませんので、討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長　　異議がありませんので、採決を行います。  
議案第149号、平成27年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長　　挙手多数であります。  
よって、議案第149号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。  
以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。  
お諮りします。  
9月28日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらよろしいでしょうか。

(「委員長・副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長　　それでは、委員長・副委員長一任にさせていただきます。

## 2. 閉会中の所管事務調査の申し出について

○原口育大委員長 次は、閉会中の所管事務調査の申し出について議題とします。  
お手元に配付の閉会中調査事件申し出一覧表のとおり、議長に申し出ることによろしい  
でしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、そのとおり申し出ることとします。

## 3. その他

○原口育大委員長 執行部より何か報告事項ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ないようですので、以上で、本日の総務常任委員会、閉会をさせて  
いただきます。長時間の御審議、ありがとうございました。

(閉会 午後 3時08分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成27年 9月17日

南あわじ市議会総務常任委員会

委員長 原 口 育 大